

第六十八回国会 衆議院 地方行政委員会 會議録 第二十三号

昭和四十七年五月十一日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大野 市郎君

理事 上村千一郎君

理事 塩川正十郎君

理事 豊 永光君

理事 小濱 新次君

菅 一郎君

高島 修君

中山 正暉君

羽田 孜君

綿貫 民輔君

山本 幸一君

和田 一郎君

出席國務大臣

自治大臣 渡海元三郎君

出席政府委員

大蔵省主計局長 長岡 實君

建設大臣官房審議官 小林 忠雄君

自治政務次官 小山 省二君

自治大臣官房長 皆川 迪夫君

自治大臣官房審議官 立田 清士君

自治大臣官房審議官 森岡 敏君

自治省財政局長 鎌田 要人君

公営企業金融公庫総裁 荻田 保君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

委員外の出席者

公営企業金融公庫総裁 荻田 保君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

委員の異動

五月十一日

辞任

菅 太郎君

國場 幸昌君

坂田 道太君

中島 茂喜君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

中山 利生君

大村 襄治君

羽田 孜君

小沢 一郎君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

本日の會議に付した案件
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出第六八号)
公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出第六九号)

この改正の条文については、きわめて簡潔でありますので、条文の字句については一々こまかいことをお尋ねすることはないと思っておりますが、まず、最初にお伺いしたいことは、今回の改正をしなければならなくなった背景と申しますか、必然性と申しますか、この改正では、地方道路公社等に対して公営企業金融公庫から貸し付けができるようになるということでありまして、

これは御案内のとおり、建設費の一〇%を設立団体が出資をする。それから、国の有料道路整備資金貸し付け金の一五%がそれに相当いたします。したがって、残りの七五%は、これは民間資金をもって融資をしなければならぬ。かたがた、御案内のとおり、地方団体が有料道路を建設いたします場合には、これは公庫の融資の対象となる道路公社と申しても、全額地方団体の出資でございます。地方団体の道路整備の、ことは適切でないかもしれませんが、いわば別働隊的なものでございまして、実質的には地方団体と変わらないというふうに私も認識をいたしておるわけでございます。そこで、一方におきまして七五%の民間資金に融資を仰ぐ。しかも、そのやっておる仕事というものは地方団体と全く変わらない。しかも、道路公社が、四十五年にこの法律ができましたから、一年そこそここの間に十九に達しておるわけでございまして、この道路公社が果たしております有料道路の整備というものも非常に進んでまいっております。したがって、この際、地方道路公社に対して公庫から直接融資をしてほしい、それによってできるだけ低利、安定した資金を入れることによりまして有料道路の建設を進めてまいりたい、こういう非常に強い要望が地方団体並びに道路公社関係の間からわき上がってまいったわけでございまして、そのような要望にこたえるという意味合いにおきまして、公庫の直貸しの道を開くこととしたわけでございまして、

けでございすが、公有地拡大法の規定に基づき
まする地方開発公社、この両者に融資の範囲を当
面は考えておるわけでございます。将来、地方団
体が行なっておる公営企業に類似すると申しませ
か、同様な性格の事業を内容とする公社という
のができてまいります場合にございましては、そ
の段階において、あらためて現在のこの二つの公
社とのバランスも考えながら、また、公庫の融資
ワケ等も考えながら検討いたしてまいりたいとい
うふうに考えております。

○高島委員 せっかく渡海自治大臣がお見えで
ございますから、自治大臣に一回だけお伺いをいた
します。なお、私のその一回にお答えいただけ
ば、大臣御多用でありましてから、あとの委員
の方の御質疑まで中座をされてけっこうであり
ます。

私がお伺いをしたいことは、自治行政について
非常にベテランの自治大臣でいらっしやいますか
ら、今後のいわゆる公社等に対する基本的な考え
方でありまして。と申しますのは、地方自治法の中
で、いわゆる地方公共団体というものが本来行な
うべきいろいろな仕事について指定をされて、そ
して、それぞれ今日までやってまいっておるわけ
であります。住民に対するサービス面というも
のがだんだん拡大をしていくにつれて、あるいは
企業局というような形になり、あるいは住宅公社
とか、あるいは造林公社であるとか、あるいは土
地開発公社でありますとか、いろいろな公社が設
立をされてまいりまして、それに対する執行者と
議会側とのコントロールというものが、本来地方
自治体で想定をされたものとはだいぶ異なった形
になりつつあるように思います。さらにまた、そう
いう公社だけでは足りないで、その他に、民間の
法人的な形で、いわゆる株式会社というような形
のものがあるのと設立をされて、そして知事な
り副知事が社長になるとか、そういうような形
ものが数多く最近は見受けられております。さら
にまた、市町村などでは一部事務組合とか、それ
からまた、広域市町村圏の中では、やはり広域市

町村圏の事業主体等がいままでの自治体とは少し
違つた形でふくれ上がりつつあるように思ふので
あります。

そこで、この辺で、そういう問題全体を見渡し
ての地方自治体あるいは住民の自治という立場に
立つての全体的なコントロールというものが必要
なのではないだろうか。今回こういふ法律改正を
されまして、そして、たとえば、いま地方道路公
社に対する貸し付けが新たに出来る、あるいは
また、土地開発公社に対する貸し付けが出てくる
ということになりますと、その面での仕事があ
るとさらに大きく拡大をしていくと思うのであり
ます。そういうことが望ましいとして、今後さらに
自治大臣は助長をしていかれるおつもりである
か。あるいはまた、その辺については適当なるコ
ントロールをすべきだと思ふか。その辺
も含めての大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○渡海国務大臣 現在の自治体の行政で最も問題
点となつておりますのは御指摘でございます。答
弁は、これは私自身の考え方でございまして、自
治省全部といたしまして省議にかけるか、ある
いは、それぞれの諮問機関がございまして、それ
らの御意見をいただいたものではございませ
んで、いまの御質問に対する私の私見といたしま
してお聞き取り賜りたいと思ひますが、その一つ
には、本来地方公共団体が行なうべきものを公社
等の事業として行なわれる問題でございますが、
御承知のとおり、社会資本の充実ということが非
常に重要な行政需要というものが非常に増加し
てまいりました。これを行なうためには、相当迅
速に効率的に業務を執行しなければならぬ。ま
た、資金の面におきましても、単に国家財政並び
にそれに基づいたところの地方財政計画の枠内
では、非常におくれております地方社会資本の充
実、地方自治体の要望というものを満たすことは
できない。このためには、国の経済活動の全般の
中で、いままでも民間に設備投資等で利用されて
おつた資金を社会資本のほうへ振り向けていた

く。こういうふうな国全体としての経済政策も必
要であると思ひますが、そういう民間資金を
活用せなければ、このおかれております社会資本
を充実することはできない。そのためには、地方
公共団体そのものではどうしても迅速、果敢にこ
れを行なうことができないという必要性から公社
等ができてきたのではなからうか。そのために自
然発生的に必要に迫られて生まれてきたのではな
からうかと思ひます。しかしながら、本来、公社
というものは、地方自治体が行なわなければなら
ないもの自身でございまして、あくまでも住
民の代表である議会等のコントロールが十分に
なされるように留意せなければならぬと思ひま
すので、その面におきましても、土地開発公社あ
るいは住宅供給公社のように公法人化することに
よりまして、住民の代表である議会のコントロール
をし、また、責任体制というものも明らかにす
るといふ姿であくまでも持つていきたい。今回御
審議場わつております土地開発公社にいたしまし
ても、そういう意味では十分迅速なる行政能力が
あげられる反面におきまして、責任体制が薄れな
いように、できるだけコントロールのきくような
姿に持つていきたい。そのために、現在自然発生
的に生まれております私法的な、民法的な私法人
も、公共性のあるものである限りにおきまして
は、できるだけ公法人に持つていくような方式で
指導してまいりたい。このように考えておりま
す。その点が第一点でございます。

第二点の資金の部面でございますが、いま言
いますように、民間資金の活用ということには必要
でございますが、地方団体の財政能力と申しま
すか、力関係におきましては、民間資金をそのま
ま非常にご利用しやすいところと、あるいは、民間資
金を利用するにしまして、困難なところがある
のではなからうかと思ひます。したがって、統
一な民間資金活用の団体である公営企業金融公庫
のような姿のものをぜひとも拡充してまいりま
して、できるだけ低利安定した民間資金の活用の

方法を講じていくようにすることが今後とも一
そう必要でなからうかと、このように考えてお
るような次第でございます。

最後に、もう一つ申されました一部事務組合等
の事業でございますが、これは、住民の生活圏が広
くなるにしまして、広域行政的な問題で解
決していかなければならぬ問題だ。といつて、
昭和三十年前後に行なわれなりましたような、あのよ
うな計画的な町村合併を行なうことはまた非常に
困難な問題もある。この長所、短所をとるものが
一つの広域行政のあり方で、私たちがとしては、あ
くまでも広域市町村圏の構想というものを進める
ことによりまして住民サービスの徹底を期した
い。かように考え、そのような観点から、一部事
務組合が非常にふえておるといふふうな形であ
られたのではなからうかと思ひますが、このよ
うな一部事務組合を、現在の一部事務組合だけの法
制でなくして、この一部事務組合が、広域行政
の中におきましても、事業別によりましては、全
部の町村が入るもの、あるいは一部の町村が入る
もの、そういったものを総合的にできるような連
合制度をいま自治法の改正でお願いしているよう
な状態でございます。この時代の趨勢に合わせた点
に沿うような自治行政の指導、運営に当たり、行
政需要に応じてまいり、社会資本の充実をはかり
たい。これが根本的な進み方ではなからうかと思
ひます。個々の問題をそれぞれ法制化してござい
ますが、大きな流れといたしましては、そういう観
点について個々の問題を解決しながら、一歩一歩
行政需要を満たしてまいりたい。これが私たちの根
本的な考えでございます。

まだ省議という点にはまあとめておりませんが、
一応私見でお聞き願つたのでございすが、そう
いった方向で、今後とも、社会資本の充実、あ
るいは住民の行政需要に応じてまいりたい。これが
私たちの考え方でとお受け取り賜りたいと思
ひます。

○高島委員 あとは事務的な段階で質問をいたし
ますので、けっこうでございます。

それでは、財政局長に引き続き御質問申し上げますが、いま、大臣からの御答弁では、民間資金の活用ということに着目をして、公社制度というものを創設をして、これの存在意義をそこに見出しておるといような御答弁であります。ときあたかも、ちょうど超金融緩和であつて、民間資金の導入という点については、いまくらい楽なときはおそらくないと思つて、民間資金も、相当長期、かつ、利息についても、低利の競争をおそらくやっていると思つておりますが、そういうときにあえて道路公社を新たに加えて、どうしてもこれを入れて、公営企業金融公庫から貸さなければならぬというのは少し理由が薄弱なような気がするのですが、もう少し突っ込んだ御説明がいただけませんか。

○鎌田政府委員 御指摘のとおり、現在、金融は超緩慢でございます。地方団体あるいはその中におきまして、公営企業等の長期資金に充てますところの縁故資金、民間資金の利率等も、これは各地方団体のいわば相対契約によりましてきまるわけでございます。逐次、逐年低下の傾向にございます。

ただ、問題は、この公営企業金融公庫の融資の利率と民間資金の利率との間には、やはり依然として格差がござります。これは何といたしまして、この資金のコストの関係がやはりあるわけでございまして、先ほど申しました有料道路の事業の中で、七五％は民間資金である。二五％は当該地方団体の出資なり、あるいは国の整備資金なりがあるわけでございまして、七五％は民間出資である。しかも、現在、この十七の公社と申しますものが、地域住民の足の確歩あるいは地域開発のためにほとんど有料道路をつくっているわけでありまして、資金需要というものはどうしても増高の一途をたどる。その中におきまして、民間資金を補充するという役割りはやはりどうしても大事なことでございまして、公庫の資金というものをそこに導入することにはいたしまして、私どもとしては、総合的な金利の低下というものを考え

てまいりたいというところでございます。

○高島委員 次に、地方道路公社に対する貸し付けのしかたの問題について若干伺ひたいと思つておりますが、他の、いままでのいろいろな地方公共団体の、たとえば上水道、工業用水道、一般交通、高速鉄道、電気、ガス、港湾整備、市場、観光施設、有料道路、駐車場といういろいろな、非常に幅広い対象に対して貸し付けを實行されておるわけですが、さらにここへ道路公社が加わる。しかも、いままで例をいたしたものに付いては、いずれも地方公共団体に対する貸し付けというかっこうになるわけでありまして、これは、地方公共団体に対する貸し付けではなく、公社に対する貸し付けというかっこうにおそらくなるのではないかと思つて、そういうことになりまして、その辺の事務的な手続面ではどのように扱われるのか。

さらにまた、地方財政全体については、自治省としては、総合的な地方財政計画の中で、起債等についても全体的なコントロールをしておられるわけでありまして、これはコントロールのワケ外になつておるわけでありまして、そういうことになりまして、従来の起債等については、市町村の財政能力等をかなり勘案して、厳格な査定をして認可しておられるのが、そのワケ外にこういうものがどんどん出ていくというかっこうになると、これはやはり地方財政全体としての問題になるのではないかと思つておりますが、その点についてはいかようにお考えでありますか。

○鎌田政府委員 まさに御指摘のような問題があらうかと思つております。ただ、現在私どもが考えておりますのは、この道路公社なりあるいは土地開発公社といったものの行ないます事業量というものはある程度——その設置団体、あるいはその事業計画の内容等、私どものほうでもこれは常時詳細把握をいたしておるわけでございまして、また、公庫のほうにおかれまして、御案内のとおり、これは今度は直貸しということになりますか

ら、その事業の重要性なり、あるいは償還能力なり、あるいは採算性なり、あるいは融資の困難度なりというものを公庫自身がつぶさに精査せられて、それに基づいて融資をせられるわけでございまして、この点につきましては、私ども、公庫の融資の詮議の御方針と申しますか、そういうものをできるだけ尊重するということ、この利率なり、あるいは償還年限なりといった、業務方法書に記載せらるべき事項というものを通じまして、その辺のことにつきましては十分な気を配つてまいりたいというふうに考えております。

○高島委員 四十七年度の公庫予算に計上して六十億のうちで、地方道路公社のワケとして五十億という配分を考へられておるようでありまして、今回、地方道路公社なり土地開発公社なりに対して公庫が融資の道を開くということになれば、要望はおそらく非常に大きくなつてまいるのはないかと思つておりますが、いまお話しがございましたような低利かつ安定した資金を心配してやるのだということになりますと、いままでのようなことで公営企業金融公庫がその要望に応じていかれるのだろうか。今度は、さっきの民間市中金融がゆるんでいるというのと逆な考え方で、そつちのほうに大きく依存してとすれば、一体、現在の公営企業金融公庫がそれにこたえるだけの資金力があるのか。もしないとすれば、さらに、一般会計からの出資の拡大とか、あるいは利子補給の増加とか、いろいろと検討しなければならぬ面が当然起つてくるのではないかと思つておりますが、そういう点についてはどのようにお考えでありますか。

○鎌田政府委員 道路公社に対して、いまここで公営企業金融公庫からの低利かつ安定した資金が入つてくるということになれば、道路公社自体の経営としてはそれだけ楽になるということになると思つておりますが、各地方道路公社の現在の経営状況といふことが、そういう点についてはどの程度把握をしておられるのか。その辺もあわせて承りたい。

○鎌田政府委員 道路公社なり、あるいは土地開発公社の事業に對する公庫の融資は、先ほどから申し上げておりますように、私どももいたしましては、この御審議をいたしております。改正法の第一第二項の規定にもございまして、一般の金融機関が行なう融資を補充するという点で、あくまで補充的な機能だということ、まず第一に考えておるわけでございまして、したがって、たとえばことしの場合でございまして、都市高速道路公社を除きました一般の道路公社の事業費に對してはこの公庫が直貸しをいたします五十億というの、大体二五％のウエートに相なるかと思つております。したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。

したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。

したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。したが、いま申し上げたように、先ほど申しました七五％の民間資金依存の中で、二五％というものをこの公庫が補充をする。

それから、道路公社の現在の経営状況でござい

ますが、大体、現在供用中のものが、十六公社の中
の五公社で、百十六号、それから建設中のものが
二百九十九号、これは八公社でございますが、
そういう状況でございます。個々の道路公社の
経営状況すべてを、現在、いまここに私も把握
をいたしておるわけございませんが、建設途上
のものが多い。あるいは、供用いたしておりまし
ても、まだ初期の段階のものが多うございます
で、現在の段階におきましては、建設利息に追
われておる。こういうことで、金体的には、この
経営は現在建設段階でございますために、資金繰
りに追われておる。必ずしも経営状態は柔ではない
というふうな全般的な状況としては把握をいたし
ておるところでございます。

○高島委員 地方道路公社は有料道路をやってお
るわけでありまして、国のほうでも、あるいは道
路公園等の形で有料道路をやっておるわけであり
ますが、この有料道路というのについての自治
省自体の考え方といふものは、これは本来建設省
の所管であるということであるかもしれないんじ
れども、自治省も、少なくとも、地方自治体が
やっておるところの地方道路公社というものが間
接的に自分の権限内に属することである限りは、
これはある一定の考え方を持たなくてはいかぬと
思うのであります。いま地方道路公社がやってい
るのは、私も具体的に一々当たって調べたわけ
はございませんが、いわゆるスカイラインとか、シ
サイドラインとか、観光地における観光道路の色
彩のものを有料道路として取り上げてやってお
る傾向が非常に強いと思っておりますが、どうい
うものを一体有料道路として地方道路公社が取り
上げてやるべきか。あるいはまた、本来、道路と
いうのは一般の利用に供せられるものとして建設
されるものでありますから、地方道路の中にも、
市町村道、都道府県等無料のものたくさん建設
をされておるわけでありまして、その辺について
の区分というものを一体どのように考えられる
か。あるいはまた、そういう有料道路というもの
をどんとんつくれば好ましいというふうにお考え

になっておられるのか。これはお金を出すとい
う以上は、好ましいと考えてお出しになるという
ことでありまして、その辺はどのようにお考え
になりますか。

○鎌田政府委員 これはもうすでに先生御存じの
とおりでございますが、地方団体なり、あるいは
地方道路公社が有料道路を建設できる場合とし
て、この道路整備特別措置法が定めております
要件は、一つは、通行者なり利用者が通行または
利用によって著しく利益を受けておるといふこ
と、それからもう一つは、通常はかに道路の通行
または利用の方法があつて、その有料道路だけ
使わなければならないという選択の余地がないも
のであつてはならないこと、まずこういう二つ
が、御案内のとおり、要件になつておるわけでご
ざいます。いま地方道路公社が建設いたしてお
ります有料道路の中で一つございましては、いわ
ゆる都市高速道路でございます。これは、いわば
大都市内の交通雑踏といふこと、交通混雑とい
うものを回避するということでの機能といふもの
はやはり高く評価すべきだろつと思つて。そう
いう意味での、大都市内の都市高速道路とい
うものを有料道路の形で建設されるということは、
現在の道路事情、あるいは道路整備の現況とい
うものから見まして、やむを得ないと申すか、
むしろ積極的にどんどんやられていいのではない
かという感じを私は持つておるのでございませ
ん。

それから、先ほど御指摘になられました観光地
等もございませぬけれども、いわゆる地域開発的
な考え方、ある程度景勝の地を選んで有料道路を
建設される。これはまさに、いま有料道路の建設
の要件とされております法律の規定から見
ても、いわばびつたりではないだらうか。こういう
ことでございます。基本的には、有料道路とい
うものの建設につきましても、当該地方団体の議
会の議決を経て、また、ものによりましては建設大
臣の認可というものもございませぬので、そういう
地域住民の意思なり、あるいは道路所管大臣の意
思なりというものが反映されてつくられていく

有料道路というものにつきましても、私どもは、
やはり、資金の許す限り積極的に援助をしてま
いりたいというふうな考えておる次第でござい
ます。

○高島委員 いまの有料道路につきましては、昭
和四十五年度の都道府県別の事業別貸し付け実績
を見ましても、件数が五十三件ほどです。都道府
県に対して貸し付けが行なわれておるといふのが
実情だと思つて。そこで、今度地方道路公社
というものに貸す道を開いて、こういう制度をつ
くられたからには、いままでは都道府県で借り
て、企業局なり何なりという形でおそらくやつて
おつたのだらうと思つて、新しく今度は地
方道路公社という道を開いたことになりま
すと、いままでの有料道路というものは、地方道
路公社のほうにみんな移してしまつて、地方道
路公社という形で行なうことを自治省としては
奨励をされるお考えですか。あるいは、それはほ
どほどにしておけといふことですか。その辺の考
え方ですね。有料道路建設は、もう地方道路公社
という形でやるのが望ましいのだから、金融の道
も開いてやるし、大いにやりなさいという考え方
なんでしょうか。そこら辺のことは、いままでの制度
でもできないことはなかつたのだと思つてす
が、どのようにお考えですか。

○鎌田政府委員 たいへんこれはむずかしい問題
だと思つてございませぬが、私どももいたしま
しては、結論的に申しますと、それぞれの地方自
治体の御判断におまかせをしていいのではないだ
らうか。地方団体がみずから有料道路を建設され
るほうが、先ほど先生も御指摘になりましたよう
な、行政責任の明確化といふことも、あるいは地
域住民、議会を通じてのコントロールというもの
ができるということもございませぬ、直接おや
りになられてもいいと思つて、あるいはまた
運営を考えたといふことで道路公社をつくら
いきたいという御意思であれば、それもまたい
い。こういうことで、やや無定見のそしりを免れ

ないかもしれませんが、そういう意味で、当該地
方団体のまさにやりやすいようにはからつてま
いりたらどうであらうかというふうな私どもは考
えております。

○高島委員 財政局長さんみずから無定見のそ
しりを免れないなど言われては非常に困るので
ありまして、これは大いにはつきりした定見を
持つて、せつかくこういう制度を新設される限り
は、われわれとしてはかく考へるという方向を明
確にしたいだきたいと思つております。

今回は、この地方道路公社に対する貸し付けと
いう問題が中心で審議が進められておるわけであ
りますが、地方の公営企業の中には、たとえば交通
事業でありますとか、あるいは病院事業であります
とか、なかなか容易ならぬ経営状態のところも
たくさんあるわけでありまして、抜本的な対策が
必要であるといふふうな考へられております。こ
れらについても地方公共団体の判断をかせとい
ふようなことであつては困るわけでありまして、自
治省としては、自治省はかく考へるという方向を
打ち出していただく必要があると思つてござい
ます。総体として、これからこういう事業がどん
どん伸びていくと思つておりますが、先ほど
若干お話しがございましたが、公庫資金について
は、その貸し付けの量においても、貸し付けの条
件においても、より一そう改善をすることが望ま
しいと思つておりますし、ワクの増額等の要望
もさらにふえてくると思つておりますが、これ
らに対する自治省の考へ方を承つて、質問を終わ
りたいと思つております。

営、公営企業全体で七千億余り計上いたしておるわけでございますが、その中で、いわば公庫資金が受け持ちます部分が、いまの直貸し分を除きまして千四百九十億でございますから、二割程度でございます。もっとも公庫資金のワクというものをふやしてまいりたい。そのためには、当然のことでございますが、政保債の発行というものも増額をしたい。ことは、前年当初四百億余りに対しまして、七百億余りの政保債の増額に踏み切っていたわけでございますが、なお資金のワクを広げてまいり。それから、この金利については、一般交通あるいは市場といったものについては六分七厘といたしておるわけでございますが、これも全般的な金融情勢、金利の趨勢というものを見ながら下げてまいりたい。あるいはまた、基準金利につきましても同様でございます。御案内のとおり、現在、国から年々出資をふやしてもらい、あるいは利子補給金を出し、あるいはまた公営ギャンブルからの健全化基金というものも出しながら、いわば、ありとあらゆる知恵を出しながら利率の引き下げをはかっているわけでありますが、なお増大してまいります公営企業の需要というものをまかないますためには、もっともと利率も下げる。あるいは償還年限の延長も考えてまいり。こういうことで、全体的には、公

営企業の経営の健全化をはかりますためには、公営企業金融公庫自身も基礎の厚いものになつていくということが何よりも必要であろうというところでございまして、そういう方向に向かひまして、さらに引き続き努力をしております。というように考えておる次第でございます。

○大野委員長 山口委員が見えるまで、山本さんひとつ……

○山本(弥)委員 公庫の総裁の萩田さんがお見えになつておりますので、萩田さんに少しお尋ねをしてみたいと思ひます。

公庫が地方公営企業の推進をはかるといふ意味におきまして創立せられましてから、十五年くら

いになると思うのでありますが、当初は資金的な関係でいろいろ御苦労なされたと思うのでありますが、前の三好総裁は、じきじきに地方公共団体等もお回りになりまして、地方公共団体といひましてもいろいろと資金の苦しいときでありましたが、御協力にこたえたというふうな創設当時の御苦心もわれわれは十分承知をいたしておるわけでありまして。しかし、もう十五年にもなつておるわけでありまして、公庫の使命も、重大な一つの発展といひますか、新しい構想でかかつていたかなければならぬ段階に来ておるようには思ひます。ことに、今回、公法人に対する融資の道を開こうという法律改正があるということ、もう一つは、非常に御努力を願つておるわけでございますが、その融資対象になつております府県、市町村を通じましてのいわゆる公営企業。いづれ山口議員から公営企業を中心に質問がなされると思ふのでありますが、都市交通、病院にいたしましても、その他あらゆる融資対象になつております公営企業が、外的条件といひますか——都市交通のごときはまさにそのとおりであります。病院にいたしましても、いままでの医療行政の中で、いわゆる医療機関の適正な配分というふうなこととの関連におきましても、ある程度まで公立病院が拘束されるような政治情勢にあつたことも事実であるわけでありまして。そういう意味で、融資を受けております公営企業を軌道に乗せるといひますか、かかえております赤字を解消いたしまして、地域住民のための公営企業としての体制を整えていくという上におきましても、公庫の使命は重要だと私は思ふのでありますが、萩田総裁は、地方行政につきましても非常な経験もあり、また、識見も持つておられ、地方行政全般について各方面で御意見も発表され、また、審議会、調査会を通じましての地方公共団体の側について、の改正等につきましても御努力を願つておること、は、われわれも非常に敬意を表しておるわけでありまして、当面、公庫の地方公営企業との関連におきましてどういふふうな将来の御構

想を持つておられるか。あるいは、公社、いわゆる公法人に対する融資の道を開くことに関連いたしまして、公庫はどういふふうなこれに対処していかれるか。その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○萩田説明員 お答え申し上げます。基本的な問題につきましては、へん御理解ある御質問をいただいたわけでございますが、われわれとしましては、全く同感に思つております。十五年たちまして、先輩の努力等によりまして、ようやく順調なすべり出しをしておるのであります。が、おっしゃいますとおり、この辺で飛躍的な展開もしなければならぬ時期だと思ひます。

それで、公庫の使命としましては、あくまで公営企業の健全な発展をはかつて、地方自治の推進に役立つということであると思ふのであります。が、その場合、公営企業の運営自体につきましても、いろいろ問題はございまして、私、ここで申し上げるのもいかにかと思ひますので、公庫との関連において申し上げます。今後、公営企業といふものは、住民の要請に応じて大いに設備投資をしなければならぬ。それは資金が要る。その資金を得るにはやはり民間からでは条件が悪い。政府資金にたよらなければならぬ。しかし、政府資金にも限度がある。そうなりますと、その中間にありまわれ公庫といふものの役割りが非常に重要になつてまいります。したがって、公庫といたしましては、第一に豊富な資金を供給するということ。いままで対象になつておる事業に対しまして、いわゆる縁故債等の発行によつておりますけれども、そういうものは、条件の悪いものではございまして、公庫のほうに持つてくる。そのためには、やはりわれわれの資金源を拡張する。資金源は、御承知のように縁故債と政保債になつております。縁故債のほうは、地方職員共済組合のたいへんな御理解によりまして、これは法律的にも定まつておりますけれども、一定額は引き受けていただいております。まことに順調に進行しております。しかしな

がら、これには限度がございます。資金量のふえる三分の一でございますから、そこに限度がございます。したがって、どうしても政保債にたよらざるを得ない。したがって、毎年度政保債の増発を要求しておるのであります。これは、国債と並びまして、政府の金融政策上押えられるところもいろいろございまして、必ずしも思うようにはいっておりません。

それから、御指摘になりました対象でございますが、この対象もかなり広がつてまいりまして、今回、道路公社、土地開発公社に融資するようになつておりますが、こういうことになつておれば、対象としましては、ますます狭まらぬか。もちろん、必要なものがあれば拡張すべきであります。が、さしあたりは見つからないような状況でございます。したがって、それぞれいままでも対象になつておるものにつきましても、資金をふやすということだらうと思ひます。

それから第二は、低利、長期の資金であるということ。私は、理想としましては、政府資金並みにしたいと思ふのでありますが、これにつきましてはなかなか問題がございまして、おかげさまで政府からの補給金をいただいております。それから、公営競技開催団体から納付金をいただいております。これによつて金利のほうはある程度下がっております。さらに、低金利時代に際しまして、最近考えておるのでありますが、もう少し下げる余地があると思ひますが、将来はできれば、おもな事業については政府資金並みぐらいのことは考えたいのではないかと考えております。

それから、第三番目には、簡易、迅速に行なうということ。資金の借入れにつきましては、地方団体が苦勞するのは、これは地方自治の面から見ても好ましくありません。したがって、われわれとしましては、地方団体を信頼申し上げて、出てくるものにつきましては簡易、迅速に行なう。この点は、口幅つたいようでございますが、大体実行されておまして、われわれのほうにおきまして、皆さま方のお申し出どおりの期日に、簡単

な書類だけでもって、そりめんどうな手続をとらずにやることになっております。その辺にはますます努力したいと思ひます。

以上、豊富な資金を出す、有利な条件で出す、簡易迅速に行なう、この三つをもっとも徹底していきたくて考えております。

○山本(弥)委員 ただいま萩田総裁から、将来の構想を含めまして、公庫としての今後のあり方につぎましての御答弁をいただいたのでございませうが、今回、四十七年度の地方債の、公営企業あるいは準公営企業の起債計画あるいは資金の区分等を拝見いたしましたも、大体七千億以上の起債計画になっておられるわけですが、そのうちの三千二百億見当は政府資金、残りの政府資金以外のもはその他公募資金になっておられるわけですが、約四千億ぐらいがそういう資金になっておられるわけでありませう。そのうち、私どもの期待しておりますのは、できるだけ公庫資金でまかなうということが本来の姿ではないかと考えるわけでありませうが、実際は、公募資金のうち公庫資金は四〇%以下、三七%だと私は見ておるのですが、これは当然増額しなければならぬのじゃないかという点が一点。

それから、これは事情もあらうかと思うのでありますけれども、政府資金の場合にもより金利は安い。償還期限も、同じ事業の融資を受けるにしても、公庫のほうは短い。金利の点は、急には是正は困難だと私は思うのでありますけれども、政府資金より金利がかさむわけでありませうから、むしろ、償還期限を長くすることによって、金利高を、公共団体が払いやすいように配慮していくというような措置が好ましいのじゃないかと思うのであります。金利も高い、償還期限も短いというハンディを、内容的にもできるだけ充実してきつつあるわけでありませうが、この点は御配慮願つてもいいんじゃないか。資金量から言ひましても、これは公庫だけでは考えられないと思ひるのでありますけれども、少なくとも、公募資金のうち半額以上は公庫でまかなうというような配慮が

好ましいと思ひますのであります。それらの点につぎましてお聞かせ願ひたい。

いま、いろいろ政府保証債券等につぎましてのお話もございましたが、確かに、公庫に對しましては、金利補給なりあるいは出資その他が非常に前進はしておられるけれども、われわれの期待するような資金量にはなっていないのであります。これは急速にふやしていかなければならぬと思ひますが、その点につぎまして、総裁と、さらには大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○荻田説明員 おっしゃいますとおりでございまして、少なくとも公営企業につぎまして、政府資金でまかなえないものはすべて公庫資金でまかなうというくらいの覚悟でまいりたいと思ひておりますが、これにはいろいろ事情がございまして、早急にはまいりませぬ。おいおい拡張はいたしてまいります。おっしゃるとおりに思ひます。

第二の条件の問題につぎまして、利率及び償還年限の問題も、政府資金に比べますと非常に劣っております。したがって、これにつぎまして、片一方の、低利にするということにつぎましては、やはり補給金の金利というふうなもの活用によるほかいし方ありません。われわれとしまして、政保債なり、縁故債なり、ともに大體そのときの金融情勢で動く金、政策金利でございませうので、どうしてもその資金を集めてからあとで政策に使う。そこに働かせなければ下げることはできませんので、そちらのほうも努力いたしたいと思ひます。貸し付け年限につぎまして、政府資金に比べましてだいぶ劣っております。したがって、これにつぎまして、できるだけ延長をしていききたいということで関係方面に願ひしている次第でございませう。

○渡海國務大臣 国の政策が変わってまいりまして、いわゆる経済発展よりも福祉行政へ転換せなければならぬ、経済活動の中に行なわれる設備投資の資金を社会資本の資金へ持っていくかなければいけない、それでなければおくれおる社会資本を充実することはできない、それこそ国の目ざすところの福祉政策への転換ではないか、財政面においてその裏づけができてこそ、初めてほんとうに福祉政策だと言ひ得るんではなからうか、私はこう考えます。そのためには、財政資金には限度がありませうので、あくまでも民間資金を、いままでも設備投資に回っておった分を、経済活動に回っておった分を、私たちの使うところの社会資本の充実を持っていかなければならぬ。これが今日からの財政の目ざすべき方向でなからうかと、かように考えております。

そうなりませう。民間資金の活用という場合には、地方団体ではおのずから力の限度というものがある。したがって、それをカバーするものとしての公営企業金融公庫の役割りというものは、従来にもまして大きなものであり、また、業務内容そのものも、いままでのように、公営企業のための金融公庫であるという点を脱却いたしました。社会資本充実のために、地方公共団体の行なうところの民間資金の利用を行なうのだというふうな性格にまで高めてまいりたい。これが私たちの念願でなければならぬと思ひております。しかしながら、公営企業金融公庫そのものの本来の出発の経緯等もございませうので、まことに微々として申しわけないのでございませうが、今回の土地開発公社あるいは地方道路公社等に対する融資の道を開いたのも、そのための一つの突破口であり、これからさらに、公営企業金融公庫の性格そのものも、私がいま申し上げましたような需要に應ずるものに進めていかなければならぬ。そのことによつて量も質も拡充していくことが新しい行政に通ずるのではなからうか。そのための努力をしなければならぬと考へておるような次第でございませう。いま総裁が申されましたように、逐年質の改善もいたしております。また、量もふやしておりますが、そういう意味からすれば、まだ微々たるものでなからうかと思ひますが、今後とも御趣旨のようにならうかと努力してまいりたい。かように考へるものでございませう。

○山本(弥)委員 大臣の御答弁に對する私の質問は、山口委員がお見えになりましたので、後刻継続することにしてしまひて、総裁に一言だけお聞きたいと思ひます。公庫として、公庫として、公庫企業の問題ですが、これはいままでも、自治省の、あるいは大蔵省の、起債の許可のあつた部分を融資するというたてまえをとつておられると思ひます。実態から言ひませうと、公営企業は、その事業計画というふうなものと、公庫企業は、その事業計画というふうなものが固まれば、一々あらためての具体的な起債の許可は不要である。あと、公社の関連もございませうが、融資をしておられることから見て、事業計画が自治省で一応承認になり、報告程度にとどめて、各年度ごとの起債については、公庫の査定によつて直ちに融資ができるということが好ましいのじゃないか。かように私は考へるのですが、この点について、大臣なり財政局長もおられるわけですけれども、総裁の私見でもかまいませんが、運用しておられる責任者としての御感想をお漏らし願ひたい。

○荻田説明員 おっしゃいますように起債の許可の問題でございまして、われわれ申し上げる筋合いのものではないのでございませうが、あえて私見でも言えとおっしゃいますので、申し上げるわけでありませうが、いま申されましたように、道路公社なり、それから土地開発公社に對する貸し付けについては、われわれのほうで審査するわけです。起債の許可はいたしません。したがって、これを全体に及ぼせばやめてやれないことはないわけでございますが、しかし、その場合、われわれのほうで査定をするということと、自治省なり何なりで起債の許可をするということと、やはりどこかで、中央のチェックがございませうから、それをどちらでやるのがいいかということになつてくるとなかなか大きな問題だろと思ひますので、にわか結論を申し上げられないと思ひます。

○山本(弥)委員 あとでまた質問いたすことになりました。

○大野委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 今回提案されました公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案について若干のお尋ねをいたしたいと思っておりますが、まず、第一は、公営企業金融公庫といえ、地方公共団体が経営しております公営企業、水道、病院、公営交通あるいは電気事業等、非常に種類があるわけですね。これに対する唯一の金融機関です。ところが、政府は一体何ほ出資をしておるか申しますと、昨年まで三十九億、今回、渡海自治大臣の御努力もあつたと思うのでございますが、二億ふえまして、四十一億という状態です。このほか、政府関係の公社、公団が数々ございまして、そういうものの出資金に比べて、この公営企業金融公庫の政府の出資金はあまりにも少額に過ぎるのではないかと。唯一の地方公営企業の金融機関である公営企業金融公庫の性格から言つて、あまりにも少額に過ぎるといふ感じがいたすのであります。この点、大臣いかがでございますか。

○渡海国務大臣 私、ほかのそういったものに比べて非常に少額に過ぎないと思つて、御指摘のとおりでございます。しかしながら、他の金融機関におきましては、政策的な低金利を行なうというふうな問題等が、その出資金によって行なわれるというふうなものが相当あります。私らのほうも、国の補給金というふうな形で、水道その他については利子を引き下げるといふふうな点で、政策的な点から、出資金は他と比べて非常に少なくても運営できておるのだという点もあろうと思つて、しかし、それにしても非常に少ない。もう一つは、私らのほうは、共済組合の資金が使えるという有利な点もございまして、出資金も減らされておる。それから、金利を引き下げにしまして、ほかのところと違つた、あるいは国からの補給金とか、あるいはまたギャンブルの収入とか等によってやっておりますから、出資金が少なくて済み得るといふこともあろうと思つて、それが、それにしても、あまりにも虚待されておるのじゃないかというところから、経営基盤の拡

充と今後の飛躍的拡大のためには、ぜひとも出資金そのものも引き上げていただかなければならないと思つて、本年も相当額を要求したのでございまして、いまの御指摘で、努力によりとことばをいただいたのでございまして、私、そのことばに對してまことに恥ずかしい思いをしておるのでございまして、業務内容の充実と飛躍的向上のためにも、今後ともこれは努力していかねばならない問題である。かように考えておるような次第でございまして。

○山口(鶴)委員 萩田総裁、どうですか。責任者として、他の公社、公団に比べて出資金があまりにも少ないことについて、当然御感想があらうかと思つて、いかがですか。

○萩田説明員 おっしゃいますとおり、他の公庫に比べて、出資金の額が非常に少ないわけでございます。これは、先ほど大臣がおっしゃいましたように、公庫の成立の経緯が違つていふこともあるかと思つて、政府機関として一個の門がまえをきまえていくのことは、その出資金が少くないといふことはどうも問題でございます。ただ、幸いにしまして、補給金とか、あるいは納付金によりまして利子の引き下げ等はできておりますので、したがしまして、経営状態から見ましても、まずまず順調にございまして、まだはつきりしませんけれども、昨年あたりで剰余金も出してございまして、ことし二億円の増資を願ひますれば、経営上は、方法を変えれば別でございまして、いまのようなやり方をやっておる限りはまずまずだらうと思つております。

○山口(鶴)委員 大蔵省に私はお尋ねしたいと思つて、大蔵省は、地方公共団体の経営しております地方公営企業といふものについて、一体どう考へておるのか。私は、非常に疑問に思つておるのではありません。お話をいたしましたように、公営企業金融公庫の出資金は四十一億。非常に少ないですね。念のために他のものを申し上げておけば、専売公社は二百三十二億、国鉄は七

百四十億、電電公社が百八十八億、国民金融公庫が二百億、住宅金融公庫が九百七十二億、農林漁業金融公庫が千七百五十億、中小企業金融公庫が二百五十二億、中小企業信用保険公庫が九百五十六億、医療金融公庫が百五十五億、今度新しくできまして沖繩開発金融公庫が二百四十二億、開港銀行が二千三百三十九億、日本輸出入銀行が五千七百六十三億。これに比べて、公営企業金融公庫が四十一億とは、一体何ですか。しかも、地方公営企業の経営の状態が、いふのならば別ですよ。

大蔵省は、前々から三Kと言つて、健康保、食料、食料、食料、それからいふ一つ健康保、この三つ。ところが、それでは地方公営企業の経営は黒字でもって心配でないのか。そんなことではないでしょう。私は、前から言うので、三Kの一番筆頭と言われる国鉄の累積赤字が、昭和四十五年でたしか五千六百億ぐらいたと思つて、これに對して、幾つかの都市が経営して、昭和四十五年で、昭和四十五年末で千六百億に達している。全国をカバーする国鉄が五千六百億の累積赤字、ごく一部の都市の公営交通が千六百億の累積赤字といふことになれば、私は、公営交通のほうより経営は深刻だと思つておるのではありません。公営交通、公営交通あるいは病院、水道等、いずれも非常に経営の悪化を来している。そのときに、これに對する唯一の金融機関である公営企業金融公庫が、他の公社、公団に比べてあまりにも出資金が少な過ぎる。もちろん、ギャンブルの納付金等が昭和四十五年から始まりましたね。これによって若干の利子引き下げもできるでしょう。それから、先ほど

大蔵省は、あまりにも地方公共団体に對してつね過ぎるのじゃないか。第一、今度の国会で公有地拡大推進法案が提案された当初、自治省は土地開発金融公庫といふものを構想された。しかし、大蔵省が反対をしてとうとうこれは

つづれて、そして、今度の改正にありまして、公営企業金融公庫から十億ばかり資金を出そうというふうなことでお茶を濁されたじゃありませんか。大蔵省は、自分のなわ張りの金融公庫をつくるのには非常に御熱心だ。あえて言うならば、そういうものをつくれれば、大蔵省の人たちがみんな天下れる。そのために、自分のなわ張りの機関をつくるのは熱心だが、自分のなわ張りでないものについては非常に不熱心だと言わざるを得ない。私は思つて、大蔵省を代表して御感想を承りたいと思つて、

○長岡政府委員 山口委員のおことばは、公営企業金融公庫は大蔵省の共管でございまして、関係のない金融機関ではございせん。

それから、御質問の趣旨は、他の金融機関等に比べて公営企業金融公庫の出資金が非常に少ないといふことと、それから、公営企業の採算の悪化と申しますか、赤字問題を一体どう考へておるかといふこと、この二つに分けて御質問があつたと存じますが、まず、各公庫の出資金は、山口委員がおあげになりましたように、相当な金額にのほつております。しかし、これは、おのその出資金を必要とする理由があるわけでございます。たとえば住宅金融公庫を例にとりまして、九百何十億の出資金がございまして、これは、たしか、昭和四十年から四十一年までは、六分五厘の運用部資金、無利子の出資金等を合わせまして、大半の資金は五分五厘に貸し付けるといふような、金利差を埋めるために無利子の資金を投入しておつた。これが累積されて九百何十億の出資金になつたわけでございます。しかし、当時、住宅金融公庫に限らず、政府関係金融機関全般につきまして、私も、財政資金の効率的運用という観点から出資をいたします場合には、相当の金額を、その年の国民の税金から政府関係機関に出資したわけでございます。それと、金利差を埋めるのに金利差を補てんをしていく。たとへば六分五厘の資金を公庫に投入いたしましたとしても、別途

そこで、鎌田さんにもまたお尋ねしたいと思いがすが、二番目の問題です。二番目の問題は、「都市交通の運輸調整」の問題であります。いま、東京を見ましても、あるいは他の都市を見ましても、いろいろな種類の交通機関が並行的に走っており、いろいろな状況でありまして、利用者の側から見れば、確かに非常に不便が多いということは明らかだと思えます。実は、東京都は、政務次官も御存じのとおり、環状線の中は都営交通が主体になるのだというふうなことで、かつて運輸省との間に文書の取りきめもあったというのを私も承知をいたしておるわけですが、しかし、そういうものがあるけれども、現実はそのとおりにはなっていない。とにかく、交通一元化というものは、

きたわけでありまして、この点についてもお触れになっておられます。これについても、一体、どのような形で、いつごろまでに、ここにありまのような事項を実施しようとしたしておられるわけでありませうか。お考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

鎌田政府委員 交通一元化の問題につきまして、昭和四十年に地方公営企業制度調査会が、これは政府の諮問機関でございますが、設置されて、そこでの検討あるいは答申におきまして、交通一元化の問題が取り上げられたわけでございます。ただ、御案内のとおり、現在、たとえば東京都内をとってみても、国鉄あり、あるいは公営あり、あるいは営団あり、あるいは九ないし十に及ぶ民間ありというように、いわば、

公、私というものが乱立をしておる状態でございますので、当時の制度調査会におきましては、と幹をなします地下鉄において、少なくとも営団と都営の一元化というのから手をつけていくべきだという御答申も実はいたしておるわけでございます。ところが、現実の問題といたしましては、これはなかなかたいへんな問題でございます。いまだにその実現の緒にすらついておらないという状態でございます。ただ、私ども、現在の大都市交通の事情というのを見ても、バス路面電車はごらんのとおりでございますが、バスにいたしましても、現実問題といたしまして、若干優先レーン等をつくっておりますけれども、定時性というものが確保できないために、どのバスもラッシュアワーにおいてがらみである。こういうことでございまして、輸送人員もほとんど減っております。こういう状況の中で、全体として大都市交通、大都市住民の足を一体どのような形で確保するかというところにつきましては、ただ単に私ども一自治省だけじゃなくて、政府全体のこれに對する強力な取り組みというものがなければ、率直に申しまして、これは実現できない結局、いまのような混雑と、しかも経営の困難と

それから、ついでに申し上げますが、渡海自治大臣も強調されたのですが、三番目の「地方公共団体と都市交通」の項も、私は、きわめて重要だと思えます。ヨーロッパの都市へ参りますと、都市の交通局長さんというのは、その地域のあるべき交通体系をどうするかという交通政策全般について、少なくとも権限をお持ちになっておるわけですね。ところが、わが国の場合は、交通規制は警察、いろいろな許認可は運輸省、それから、財政の面は自治省が持つておるとか、各省にわたって縦割り行政、ばらばら行政で、東京都なら東京都、大阪市なら大阪市が、その区域内の交通政策について、これを総合的に計画を立て、推進をしていこうという権限は全くない。そういうことでは非常におかしいということを私は強調して

いう状態のまま、ずるずるべったりで、どうにもならない壁におち当たって、みんなが身動きができませんというところまで、全く無為にして突入していくというような感じがいたしました。私ども、ひそかに非常に焦燥の感じを持っておるわけでございます。ただ、そういう泣き言を言っておりましても、いたし方がございませぬので、少なくとも、当面並立をいたしておりますところの交通機関相互の中で、何らか実質的に一元化に近いような状態というものができないだろうか、たとえば統一乗車券といったようなことで、一本化した乗客に対するサービスといったものができないだろうか、というようなことも、関係各省の協力をいただきながら検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第二点の、地方公共団体と都市交通の關係でございますが、これも、昔から言われておることでございます。今日、たとえ住宅問題その他の問題と並びまして、交通問題というの、まさに都市問題でございます。都市問題の足を確保するための具体的な権能というものは、わすかに、みずから公営交通を經營するよりほかに、そういう具体的な権限あるいは方策というものをもち得ないという状態でございます。これもつとに指摘されておるところでございます。これもつとに指摘されておるところでございます。事情がございまして、簡単にすつとかないというのが実情でございます。この点につきましても、たとえば交通規制というものにつきましても、先般道路交通法の改正の際も問題になったわけですが、私どもと警察庁とで、都市の優先レーンの設定ということについては、地方団体の長から申し出があった場合には、公安委員会は、それに対応する姿勢をとるようにといたしたような通達、指導という形で、できるだけ地方団体の首長の発言の場というものを広げていく。あるいは、それ

それから、第二点の、地方公共団体と都市交通の關係でございますが、これも、昔から言われておることでございます。今日、たとえ住宅問題その他の問題と並びまして、交通問題というの、まさに都市問題でございます。都市問題の足を確保するための具体的な権能というものは、わすかに、みずから公営交通を經營するよりほかに、そういう具体的な権限あるいは方策というものをもち得ないという状態でございます。これもつとに指摘されておるところでございます。これもつとに指摘されておるところでございます。事情がございまして、簡単にすつとかないというのが実情でございます。この点につきましても、たとえば交通規制というものにつきましても、先般道路交通法の改正の際も問題になったわけですが、私どもと警察庁とで、都市の優先レーンの設定ということについては、地方団体の長から申し出があった場合には、公安委員会は、それに対応する姿勢をとるようにといたしたような通達、指導という形で、できるだけ地方団体の首長の発言の場というものを広げていく。あるいは、それ

そのための、そういう形での、いわば役所の権限あるいは法律というものは別といたしまして、現実的な協議の場であるという当面の隘路を打開していくといったことで進めてまいります。そういう意味では、非常になまぬるい、歯切れの悪いことでございますけれども、そういうじみちな努力を一步一步重ねていくよりいたした方があるまいというふうに考えておるところでございます。

山口(鶴)委員 非常に御苦心をされておるけれども、現状は、なかなか障害が多くて前進をしていないというのが実情だと思います。この問題につきましては、むしろ、私ども国会のほうから、ここにありますような事項を積極的に実施するための努力をしていかなければならぬ課題ではないだろうかとも思っております。公営交通の問題については、野党それぞれ、その解決のために熱意を示しているわけでありまして、また、与党におきましても、幸い、自民党さんの地方行政委員の方々を拜見いたしますと、かつて運輸大臣をされた自民党内の実力者である橋本先生も地方行政委員であるし、また、経済企画庁は「総合交通体系について」というような答申もお出しになりましたが、かつて経済企画庁長官を歴任をされた宮澤先生も、いま地方行政委員でもありますし、そういう意味では、私ども地方行政委員会自身が、この実際の問題に、与野党を通じて十分熱意を示していかなければならぬことではないだろうかと思っております。

そこで、次にお尋ねしたいのは、四番目の「都市間交通と公営交通」の問題であります。ここにはいろいろなことが書いてあるわけでありまして、その最後に「地方公営企業法第四十二条に定められている地方公共企業体について今後具体的にその組織権限を検討するにあたっては、これらのことを十分配慮する必要がある」ということので結んでおられるわけでありまして、そこで、問題は、この地方公営企業法第四十二条であります。この公営企業法第四十二条には「地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営

企業を經營するための地方公共企業体を設けることができる。」と書いてあるわけだ。ここに、「別に法律で定めるところにより、地方公共企業を經營するための地方公共企業体」とあるわけであり、そうしますと、これは地方公共団体の機関であるということが明らかだと思つてゐる。したがつて、この地方公共企業体がどういふ姿のものであるか、いろいろ議論はあろうと思つてゐるが、少なくとも、私は、次の三つの原則は確認できるのではないかと思つてゐる。

これは、地方公共団体の機関であるということになれば、大ロンドンの公営交通を經營している企業もそうであり、当然、議会のコントロールというものを受ける。したがつて、議会通过して住民のコントロールも受けるということ。それから三番目に、当然地方公共団体の機関でありますから、そこに働く職員は地方公務員であるべきである。かように私は考へるのであります。この点、このような答申が出ておるわけであり、この地方公共企業法第四十二条にあるところの、別に法律で定めるその企業体というものは、一体どのような姿を構想しておられますか。その点ひとつお答えをいただきたいと思います。

○鎌田政府委員 実は、地方公営企業法の四十一年の改正で、この四十二条の規定を入れたわけでございますが、このときの私どもの考へ方の基礎にございましたのは、いま御指摘になりました三原則というものと若干違つておりました。端的に申しますと、ちょうど国におきます国鉄といったようなものを突は頭に置いておつたわけでございます。どうしてそういうものを構想したかと申しますと、この前いただきました公営交通問題研究會の趣旨にも書いてございますような考へ方のほかに、もう一つは、やはり將來の、ただいま御指摘になりましたような、たとへば大ロンドン、あるいはその他の大都市におきましても、大抵大都市の区域内の交通機関は一元的に經營をされておるわけでございますが、そういう場合におきま

して、いわば公営交通に、国も、あるいは私鉄も、公団も、みんな寄つていらつしやいということではなかなか実現がむずかしからう。そういうことでございまして、いわばローカルのパブリック・コーポレーションというものをつくることによりまして、そこに国鉄も、あるいは公営も、民営も、全部そういうものが集まつてくる。そこで一元的な經營をやる。したがつて、形としては、地方公共団体の一機関ではございせん、いわば公法人ということでございます。ただ、もちろん、その設立なり、あるいは予算なり、あるいは業務計画なり、あるいは役員任期なり、こういうものにつきましては、当然地方議会のコントロールのもとに服する。こういうことを考へておつたわけでございます。したがつて、そこで働く公務員も、いわば国鉄職員のごときのものである。当該地方団体のいわゆる地方公務員ではない。こういうものを考へておつたわけでございます。ただ、これからどういふ形のものにするかという問題は、これからの立法の問題でございます。いま私が申し上げましたものは、その当時、私どもが立法に際して頭に置いておつたものであるというふうに御理解をいただきたいと思つたわけでございます。

○山口(鶴)委員 いま、いろいろ御答弁がございましたが、とにかく、東京で言へば、都営交通も、それから営団でやつております地下鉄も、それから、現在幾つもある民営の会社が交通事業をやつておるわけですが、それも、全部ひっくるめて一つの企業体をつくる。これだけ雄大な構想であれば、私は、いま局長のおっしゃつたような考へ方も、あなたも頭から否定をするということではなしに、聞くべき一つの意見であると思つたわけであり、聞かすけれども、しかし、そこまで雄大な交通一元化というものが現実にできるかといへば、私は、いまの政府ではどういふ困難なことであろうと思つてゐます。とすれば、結局、具体的にそれでどういふことを考へるかということになれば、少なくとも、いま東京が公営交通をやつ

ておる、それから川崎もやつておる、それから横浜もやつておるといふ場合に、こういった各自自治体が經營しております公営交通について、当然横浜の人が大ぜい東京へ通つておるわけであり、それから、そういうものがある程度ひっくるめた一元化という程度のもので、現実に実施をするとなれば、それが精一ぱいのところじやないだらうかといふふうに私は思つてゐます。そういうことになれば、いま局長がお答えになつたようなものではなから、さき私が述べました三つの原則というものが適合した經營主体、企業体に当然ならざるを得ないのでないだらうかと、かように私は思つてゐます。とにかく、営団から、公営交通から、打つて一丸とするというようなことは、現実にやろうと思つたつて、とてもすぐやれる問題じやないでしよう。いかがでしょうか。

○鎌田政府委員 四十一年の立法當時には、実は、そういう雄大な構想のいわば片鱗をここに残したということであつたわけでございます。ただ、いま御指摘になりました広域的な都市圏交通というもので、いわば公営交通の広域組織ということでございます。別途同じ公営企業法の中にございまして、いわゆる企業団という形の一つの方法かといふふうに存じます。

○山口(鶴)委員 四十八年度に技術的な再建対策を講ずる。この場合に、地方公営企業法四十二条に定める地方公共企業体というものは、現実に話が進むわけであり、その点はどうでしょうか。

○鎌田政府委員 地方公共企業体というものは、いま私が申しましたような、いわば都市交通一元化の受け皿になるような形で、地方公共企業体というものの具体化ということになります。御指摘になりましたように、当面あまりにも大きな問題でございますので、ちょっと間に合いかねるかと思つてゐます。

○山口(鶴)委員 それでは、現在広島島の尾道と三原の公営交通に対して、協体制度を強めるとか、あるいは合併をするとかいふような形で、県を通

じていろいろな指導がなされておるといふことを聞いています。同じような問題では、徳島鳴門、あるいは小松島等についても同じような指導がなされておると聞いておるわけであり、したがつて、これは当該県の地方課が独自の判断でやつておるのであります。そうではなくて、自治省として一定の方針を持ち、その上で、県の地方課を通じてこの指導をいたしておるのであります。この点はいかがですか。

○鎌田政府委員 尾道、三原の交通事業につきまして、いわゆる企業団方式によつてやるといふ話は、地元のほうで御検討になつておられるということでございます。私どものほうで積極的に指導をいたしましてこの話が出てきておるといふものではございません。

○山口(鶴)委員 そうしますと、それは地元からの話があつて、それに対して県が相談に乗つておるといふことなんですか。自治省としては、それでは、これについては特段の方針というものは、ない、いわば、自治体同士の自主的な話し合いにまかせるというふうに理解してよろしいわけですか。

○鎌田政府委員 結論的には、そういう御判断でよろしいかと存じます。

実は、率直に申しまして、きのう、公営交通関係の方々と話をしておりましたときに、この話が相手のほうから出ました。私も、実は、初めて知つたような状況でございます。事務的には、おそらく、そういう事実の経過なり、あるいは現在の県の考へ方なり、こういったものがある程度情報として知つておるといふ段階だと思つてゐます。なお、これがある程度進んでまいりまして、私どもにも助言なりあるいは指導なりを求められるということでございます。その段階で一緒に取り組んでまいりたいと思つてゐます。また、そういう段階でございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、その自治体を通じてのいろいろな御意見を聞くのもけっこうだと思つてゐますが、そこに働いておられます職員の見解というものは、自治省として十分聞いていただい

対処していただければいいのじゃないか。また、そうすることが必要じゃないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○鎌田政府委員 全般的に、いまの尾道、三原の場合等でございますと、もちろん町も隣接してあるわけでございますから、両方が事業を經營して、一部路線が競合しておるといったようなことでございますから、私の現在聞いておる範囲での判断といたしましては、企業団構想大にけっこうという気持ちでございます。ただ、それが具体的な路線の問題になりますと、もちろん地域住民の関係もございまして、あるいはまた、労働条件といったことになりまして、当然働く人々の関係もございまして、その辺のところは、広く意見を聞いて、適切な指導に誤りなきを期したいというふうに私も考えております。

○山口(鶴)委員 お約束の時間も参ったようでありまして、これで終わりたいと思うのですが、最後に、政務次官にお尋ねいたしたいと思うのです。

政務次官も東京の御出身で、しかも、長い間都會議員として、困難な経営に直面した公営交通の問題にも積極的にお取り組みになってこられたわけでありまして、この点に対する御理解は非常に深いということで、私もかねがね尊敬をいたしておるわけでありまして、何といたしまして、先ほど三三と言いましたが、国鉄も、健保も、あるいは食糧も、いろいろな意味で困難な問題をかかえていると思いますが、より以上、地方公営企業、わけても病院事業並びにこの公営交通については、非常に困難な課題をかかえている。幸い、三大臣の一つの文書もできまして、四十八年度から抜本的な再建対策に取り組むということになっているわけでございますが、ともあれ、中間答申にございます課題も非常にむずかしい問題が多いと思えます。しかし、結局、第一の再建は財政の面からだけ。まあ、大蔵省もやりましたけれども、何とか手当てをしようということであって、専用レーン、優先レーンというように口で

は言いましたけれども、なかなか実現に移らなかった。それからまた、ごしの財政計画の中で、一千九百億ですとか、一般会計から公的負担として繰り入れる措置もとっているけれども、まだまだ十分ではない。いろいろな意味で努力はしているけれども、十分な成果をあげていないという状況でございます。ひとつ、単に財政面からの対策でなしに、この中間答申に盛り込まれたような総合的な対策に向かってぜひとも御努力をいただきたい。もちろん、私も当然委員といたしまして、先ほど申し上げたように、与党の中にもきわめて有力な方々も多いわけでありまして、それらの御協力もいただいで、野党としても及ばずながら努力をいたしまして、再建のために努力をしたいと思っておりますが、特に、中心になるのは自治省だと思っております。自治省の問題に対する御決意を承りまして、質問を終わっておきたいと思っております。

○小山政府委員 御承知のとおり、大都市の交通事業の再建計画は、横浜市を除きまして、おおむね四十八年度で終了することになっております。したがって、これらの実績を十分再検討いたしました。交通事業の真の隘路というものは一体どこにあるのかということも十分原因を確かめまして、四十八年度以降の交通対策に私ども自治省としてはできるだけの努力をいたしまして、この赤字対策に取り組んでまいりたいというふうに私は考えておるわけでございます。

私も、都議会におりますときに、御承知のとおり、民営の交通会社との相互乗り入れというような問題に真面いたしました。それまでは、当時の交通事情の関係もございまして、東京都営のバスも、電車も、いずれも黒字でありましたが、たまたま、相互乗り入れあたりを契機として、東京都の交通企業というものがたいへん困難に直面をするようになった。私は、その当時は、単純に、民営の企業というものは税金を払っておる、株主配当もしているのだ、そうして借り入れ金は一般市中銀行から借り入れをしておる、しかるに、公

営企業については、配当もしない、また、税金も払わない、特殊な低金利の資金も導入できる、いろいろな利点があるにかかわらず、なぜこれだけの苦しみを生なければならないのかということ、同僚議員と実は調査に当たったことがあるわけでありまして、たまたまバスの調査をいたしましたところ、相互乗り入れの関係から、東京都の運行時間というものが民営によくわかりまして、それより一足先に必ずバスが着くように民営のほうは随時時間表を切りかえまして、言うならば、せつかく、たまたまところを必ず民営が来てさうしてしまふ、あと都営が来るというようなこと、これでは相互乗り入れをして公営企業が成り立たないのは当然だということで、局長をかなりきびしく叱責したことがございまして、これはほんの一例で、今日ではそのようなことはございせんが、いずれにしても、交通企業というものが非常に困難に直面しておる原因は、企業みずからの努力で解決できる面と、企業みずからの力ではどうしても解決できない面とあるわけでありまして、今日の交通渋滞などは明らかにその一面を物語っております。企業体自身ではどうにもならない。そういうものが最近交通企業の中にたくさん入り込んできた。そういう条件がふえてきた。それに加えて、御承知のとおり、多額の赤字、重荷をしょっておる。やはり、この重荷を軽くしてやるということが、一応交通企業というものを平たんに戻す上の一つの条件ではなからうか。したがって、今後はそういう問題を十分検討いたしまして、この機会に、公営企業というものが軌道に乗れるように抜本的な努力を私どもしななければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○大野委員長 この際、午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時四十四分休憩
午後一時三十七分開議

○大野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。内閣提出にかかる公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。和田一郎君。

○和田(一)委員 公営企業金融公庫というのは、各地方団体にとっては千天の慈雨のような存在で、私も地方議員をやっておりますが、とにかく、公営企業金融公庫というのは、地獄で仏に会ったような存在らしいですね。

荻田総裁がいらいしやいますので、公営企業金融公庫の現状について、簡単にだけこうでございますけれども、どういう活躍があるかということをかいつまんでひとつ御報告を願いたいと思っております。

○荻田説明員 御報告申し上げます。当公庫は、御承知のように、昭和三十二年に設立されたもので、ことしで満十五年を迎えるわけでございますが、その間におきまして、公営企業のために低利、長期の資金を融通するという使命を持ってやってまいりましたわけでございます。きわめて最近の数字でございますが、資金量は大体六千億が少し欠けるぐらいでございます。それで、この原資といたしましては、出資金がことしでもって四十一億円になるわけでございますが、そのほかはすべて債券の発行によっております。債券は、政府保証債と、いわゆる縁故債、地方公務員共済組合の資金を借りるものがございます。かつてはいろいろ地方団体などにお願ひして借りたものもございまして、最近ではございません。全部そのようになっております。

それで、貸し付けの事業は、上水道、工業用水道、下水道、それから土地開発、交通事業等でございます。貸し付け条件は、一応現在の予算では七分四厘をもって基準金利とし、それと、特に重要なものにつきましては、政府からいただきます補給金、それから公営競技からいただきます納付金によりましてこれを薄めて、最低は六分七厘までになっております。大体以上のような状況でございます。

を見ますと、いま、大体観光道路に限られているようですね。これが生活道路とはどういうわけか切り離されて、公庫の貸し出しの対象にされたのかという問題なんですけれども、その点はどうかですか。有料道路というのは、これは一般国民にはそう縁のないものです。しかも、普通の現在の国道は、どうしてもバイパスをつくってやらなければ困るというのがたくさんあるわけですが、どうしてもここに限定されたかという点について伺いたい。

○鎌田政府委員 生活道路につきましては、これは、私どもといたしましては、交付税あるいは一般の地方債、あるいはものによりましては補助金という、すべてのものを通じまして、その充実ははかっているわけではございまして、御案内のとおり、四十七年度の地方財政計画は、あれだけ苦しい財政状況の中であつたわけではございますが、単独事業につきましては、二二%の伸び率を確保いたしまして、これは、事業量にいたしますと、やはり一番多うございましては市町村道その他の生活道路であるわけではございます。他方、今度の改正の対象になっておりますところの道路公社に対しましては融資は、むしろ、こういうふうにお考えいただけます。有料道路は、御案内のとおり、道路整備特別措置法の規定によりまして、受益関係が非常に深く、かつ、ほかに代替道路があるというものに対してつくられるわけではございますが、現在の道路公社が行なっておりますものは、大都市の地域内におきましては高速道路が一つございまして、それからもう一つは、いわゆるアクセス道路と申しますか、こういうものがございまして、それから、ただいま御指摘になりましたような、どちらかといひますと、観光地といひますか、そういうところのいわゆる観光道路的なものがあるわけではございまして、それにつきましては、現在、民間資金が七割五分入つておるわけではございますが、その七割五分の民間資金というもののうち、二割五分だけ公庫融資をばは充當する。こういうこと

で、有料道路として、やはり道路公社の経営というものの一助に資するというところで出しておる。したがって、一般的な生活道路につきましては、広く国民の税金なり、あるいは一般的な地方債といふものを充てるということでは一応資原の配分ははかっているという考え方でございまして、

○和田(一)委員 それで、地方道路公社といひしても、結局、地方公共団体の意思でございまして、この点は有料でないといふ、いわゆる公共事業だといふ、その判断をどこにするかという問題なんですけれども、その点はどうかですか。○鎌田政府委員 この判断は、それぞれの事例によつていろいろ違うかと思ひます。全般的には、やはり、この地域住民の日常生活に密着するもの。あるいは、料金徴収の対象としてつくるもの。あるいは、当然有料道路でつくるはずはないわけでは、これは当然有料道路としてつくるという場合、大都市の場合に一番大きいのは、現在の道路整備の状況からいまして、高速道路の建設、これはどうしても有料道路によるを得ないだろうと思ひます。それから地域開発、特に、過疎地域等につなぐりますような形で地域開発といふものを観光開発とひっかけてやるという場合に、そこは有料道路をもつて建設する。おのずからそういう選択がそれぞれの地方団体の中で行なわれていくものだとおぼえておる次第でございまして。

○和田(一)委員 話が今度は変わりますけれども、公営企業は、全体を考へますと、いろいろな問題を含んでおります。いづれにしましても、住民と一番密着しているのがこの公営企業だと思ひます。水道なんかを見ましても、水道は公営企業金融公庫におぶさつておる面が非常に多いわけではございまして、償還期限は二十三年ですが、もうずっと向こうのほうの話をやつていくわけでは、しかも、これから市街地が延びてくるとか、また、水の需要量は急激にふえています。そのために

水源をさがさなければならぬ。そのために取水場、浄水場をつくらなければならぬ。また、本管を仕込まなければならぬ。それだけではありませぬけれども、膨大な資金を要求されるのが水道事業です。ところが、現在、その水道の水を飲んでおる人は、自分たちのジャロのところに来るまでいろいろな設備だけの料金を払つておるかと、そうではないのです。二十年先、三十年先の料金まで払つておると同じ状況が現在だと思ひます。その点について、総裁のほうは何か御意見がございまして、たとえば料金がかまかまですけれども、平均しますと、料金の中の二四%が利息だ。この数字が間違つておるかどうか、とわかりませんが、そういうふうな今後のための投資に対して、現在飲んでおる人が料金として払つておるわけでは、そういう姿について、総裁の御意見はどうでしょうか。

○萩田説明員 資金的に見まして、われわれの公庫の償還年限が二十三年でありまして、政府資金の三十年に劣るわけではございまして、耐用年数はたしか五十年くらい。したがって、理想的に言へば五十年の起債を借ればいわけでありませぬけれども、それができないためにしわ寄せになつておる。しかし、水道料金を計算する場合は、原価計算方式でございまして、いわゆる複式簿記式によつてやっております。したがって、減価却費で、何も現金の償還そのものが計算のものになつておる。ただ、おっしゃいますように、利子の負担分は、確かに初めのうちは非常に大きなものです。したがって、この引き下げを行なつておられて、政府資金が六分五厘であるのに対して、われわれのほうは補給金を国からいただき、それから納付金を地方団体から出してもらひまして、それによつて六分七厘まで下げておられます。これはもつと下げて、せめて政府資金並みにいければ一応の理想だと考へます。

○和田(一)委員 ちょうど大臣がお見えになりましたから伺ひますけれども、いまの萩田総裁のお答えがありましたように、水道の施設という

のは大体五十年なんですけれども、最近五十年ではきかない。非常に技術が高くなりまして、七十年ぐらひは続くのではないかと。ところが、政府資金は三十三年で償還する。それから、公営企業金融公庫は二十三年で返さなければならぬ。それだけ急いで返しておるわけですね。それが料金に全部一べんにかかってくるのが現状なんです。そういう姿はどうかと思ひます。というのは、この水もおそらく水道でしようと思ひますが、この水は、ただここに来るだけの料金ではなくて、東京都がこれからどんどんふやして行くのも、みなひつくるめた料金を払つておると思ひます。そういうことから考へて、公営企業の考え方も再検討をする必要があるのではないかと思ひます。けれども、この点はどうかでしょうか。

○渡海国務大臣 公営企業の問題は、一律に検討すべき問題と、個々の事業についてと、それぞれの問題とがあると思ひます。病院は病院なりの医療報酬単価の問題、あるいは医師確保の問題、あるいは配管並びに経営規模が大きい医療法において制限を受けておるのをどうすべきかという問題、これに独れなければ解決することはできない。水道は、いま申されましたように、いままでの水道の施設でございまして、安いときに施設ができた。そのために、そうコストはかからないう。ところが、人口がふえていくに従ひ、水の使用量が、生活の状態によりましてどんどんふえていくという状態である。それだから、水源を他に求めなければいけない。そのためは非常に膨大な資金が必要。それを、新しく入ってきた人のために、旧来の方も負担していただかなければならないというふうな個別の問題がございまして、それともう一つ、水道で一番の問題は、各地によりまして水道料金が非常に異なつておる。一番高いところは千円をこえておられますが、一番安いところは長野県の下諏訪ですか、あそこでは百円であるというふうなバランスの問題等がありまして、これらの問題をどう解決すべきであるかというふうな問題があるのではないかと思ひます。

ります。したがって、新しく開発されます大規模な水資源の確保のための施設というものに対しては、相当長期的な観点から、ばく大な資金が要るものでございますから、これらに対しましては、国の補助金等の制度を設けることによりまして、水道料金の値上げというものを緩和していくというふうな方式をとっておるような次第でございます。その一環として、いま申されました施設の耐用年数に応じての起債の償還ということも当然考えなければならぬこととてございまして、逐年これも改善の方向に向かっておりますが、いま申されましたように、まだ十分どころまで至っていない。特に、政府資金につきましては、三十年でございすが、公営企業の分に對しましては、従来から比べて引き上げてまいりましたけれども、まだ二十三年であるという姿の問題でございますので、それらの問題もあわせて、今後とも、水道料金の全国的に安定した平均点を出していかなければならない。今後ともこれらをおあわせて検討していきたい。このように考えておるような次第でございます。

私、実は、町長をやりましたときに、終戦後、全国で、おそらく、独立した町村の新しい水道というものの初めての水道を、昭和二十三年に、人口わずか五千ほどの町でございましたが、つくらしていただいた経験がございまして、いまは簡易水道だけの補助金でございすが、当時は、一般水道に対しましては全部補助金が出ておったのです。ところが、補助金の額で限定されるものでございまして、事業が伸びない。事業が伸びないと給水の利益もあがらない。資金を寝かさなければならぬ。補助金は要らないから起債だけくれ、そうすると事業ができるんだということ、むしろ、自治体側のほうから自然補助金をなくしていったというふうな経験がございまして、簡易水道あたりは高くつくものでございまして、事業量に應じるところの補助金は確保してまいりたいというふうな姿で厚生省あたりにもお願い

し、やっておるというのが姿でございますが、今後とも、水道のような、生活必需品、欠くことのできないものに対しては、いま総裁も申されましたように、量だけでなく、質的な起債の充実ということにこそ一つとめてまいりたい。かように考えておるような次第でございます。

○和田(一)委員 町長時代のずいぶんつかしいお話を聞かしていただきましたけれども、そのときは確かに補助金をなくしてもらいたくないというふうな議論もあつたかも知れませんが、いま、この市町村でも、特に、都会になればなるほど、水源の問題で困っているわけですね。特に、関東地帯でも、群馬、栃木あたりは水源地ですけれども、その水源の県が自分の市の水源をどうするかというところで悩んでいるわけでありまして、これは特に東京都なんかはたいへんだと思つておられるけれども、あれは経企庁ですか、関東の山奥のあたりこちらで、水利用計画をつくって、ダムをつくる用意をしておられますね。あのダムに相当負担金を出すのです。それがまた膨大な負担金です。をして権利を買って、ダムをつくってもらう。それから水道を引くのです。神奈川なんか、私、この間行ってまいりましたけれども、ちょうど川がないのだそうです。まん中に一本しか川がない。向こうの静岡県県境あたりからずつと横渡あたりまで引っぱつてくるというのです。これはたいへんな経費です。これは一部極端な例を申し上げましたけれども、たとえば栃木県の宇都宮市にしても、そばに鬼怒川という川がありながら、農業用水権水利権の問題から、これががっかりはばまれておいて、取れない。そのために、やはりダムをつくらなければ水を確保できない。ですから、どれだけの管が要って、どれだけの事業があるという簡単なことだけでなくて、そのような隠れた努力が必要なんですね。この点については、水がとまれば国民は完全に首をつらなければならぬものですから、おっしゃいましたように、これは補助金をがっかりつけてもらいたい。さらに償還期限もろんと長くしてもらいたい。そ

うでない、これは水の問題だから水に流すというわけにはいかないわけですね。その点についてはどうですか。前の秋田自治大臣のときも、私はいつもそのような御答弁をいただいたわけですね。今後検討していきたいという御答弁をいただいたわけですが、渡海自治大臣は、地方自治については、特に与党さんの中でも最高の方だというふうには私は伺っておりますので、何とかこの辺で手を打たないと、金融公庫だけではもうどうしようもない。さらに、根本的な上水道の事業についても考えなければならぬ。それから慣行水利権の問題についても、これはもう減反でなくなっている反面、水利権ががっかりしているものから、地方団体としても取れないという問題があるわけですね。ひっくりかえして、この辺でひとつ腰を上げていただきたいと思つておられるけれども、もう一べん御答弁願います。

○渡海國務大臣 人口急増地帯、特に関東地方あるいは京阪神に対する水の問題は、将来の需要を考へまして、わが國が当面している問題の一つであらうと考えております。幸い、京阪神地方におきましては、琵琶湖開発という問題で、法案の提案を本国会にさしていただきました。一歩前進の形になつてくるのではなからうかと考えております。ところが、いま横濱の例をあげられました。私も、神奈川県知事が陛下に県政の奏上をしておられる中で、横濱にも水が足らなくなりまして、陛下に見ていただいた相模湖の水だけでは足りません。遠く小田原の酒匂川から水を引く計画を立てておりますというふうな奏上をされておるのを聞きました。したがって、資金コストも相当高くついていく。これは、そのような状況から、数年前に、厚生省のほうにも力を入れていただいて、そういう大規模の長期的なダムに対しまして、再び補助金制度を復活して、たしか三分の一であると思つておりますが、補助金制度を導入していただいたというふうな姿がございすが、それだけでは解決できない問題があると私は思う。その問題の一つは、山口委員もおられますけれども、

群馬の知事さんが非常に熱心になつておられますところの、水源地帯をいかにすべきかという問題です。水源地帯に対する法律を抜本的に考えなければいけないのではないかと。経済企画庁が水資源の根本になつておりますけれども、いまの計画では、昭和五十年から五十五年までの計画しかできていない。五十年を過ぎたならばどうするかという問題。これは、建設省が実施に移し、計画は経済企画庁がやるというふうなところもあらうと思つておられますが、幸い、知事会におきましても、それらの問題が具体的に法案化されたような原案を研究していただいておりますので、何とかこの法案が実現することによりまして、総合的に水資源に対処するところの長期対策を立てるといふ姿で検討していかなければならないというために、建設大臣あるいは経済企画庁長官にも、私、関東地区の連絡協議会の様子も伝えまして、御検討を急いでいただいております。総合的な解決にできるだけ持っていきたい。微力でございますが、自治省といたしましては、これは重大な問題でございますので、今後とももう一つの方角で臨みたいと思つておるような次第でございます。

主官省は厚生省でございすが、実際に運営に当たるのは自治体でございまして、その意味から、私たち、産婆役と申しますか、そのつもりで推進をはかっていますか、そのつもりでございまして、せつ々しく皆さき方の理解ある御支援を賜りたい。このように考えておる次第でございます。

○和田(一)委員 自治大臣のおっしゃったことは、とてもいいことですが、もう、そういう構想ができればいいほど、今度は自治体にいる金がたまるので、結局ダムですが、ダムに対しては権利という問題もありません、いづれにしても、水道というふうなものは、ごっそりお金がかかる仕事です。そのために、五十年から七十年くらい使える施設ですから、そこまでは言

ませんけれども、四十年か四十五年くらいな償還期限に延ばして、何とかしてもらわなければならぬ。自治体というよりも、住民がそれだけ高く支払うということですからね。そういう面も考えてもらいたいわけですが、その点についてはどうですか。

○渡海国務大臣 期限の延長につきましては、毎年努力はいたしておりますけれども、なかなか延長することが――将来に対する計画の資金繰りと、償還されたものを遊ばしておるのではなしに、次に対する財源措置ということ等も考えまして、次に延ばすものであろうと思っておりますが、そうやりますと、延長すればするだけ、また新しいものもふえていくものでございますから、金利の面も出てくるという面からは、料金とのバランスをとりながら、できるだけ早く償還するということが、このことを彼此勘案しながら、公営企業の分に対しては、逐次、毎年、どこかの面而起債の償還期限の延長というものはかかっていただいております。延ばさなければならぬ問題の一つである。このように考えておりますので、今後ともその努力は続けてまいりたいと考えております。

○和田(一)委員 あまり時間がありませんので、あと二つばかり聞きますけれども、公営企業の中で、特に、交通企業と、それから病院の事業ですね。特に病院なんか、私の近くの町立病院では、お医者さんもないし、施設もがたがたで、たいへんなんです。しかし、その辺の住民にしてみれば、なくちゃならないものですが、結局赤字なんですね。普通の病院はもうかっているのですけれども、どうも自治体病院だけ赤字だ。ふしぎな現象なのですけれども、公営企業ですから、やはり大いに責任があると思うのですがね。その点についてはどうですか。

の差額料金を取られるとかというふうな、いろいろな点も存すると思えますが、結局は、現在の健保の診療報酬体系の問題の中で、病院というものの診療報酬単価が、一般の診療と比べて不当に安くなっているのではなからうか。このような観点もございまして、診療報酬のあり方が一番根本の問題ではなからうかと私は思いますので、この点、関係の厚生省あたりには、逐次改善していただくようお願いをいたしておるような次第でございます。

それと、もう一つは、いまの医師不足という問題もございまして、これは、単にその自治体の病院だけでは、末端の町村まで参りましたならば、診療所は必要だけれども、医師が確保しにくい。これは、現在の日本の人口に対する医師の状態から考えましたならば、やむを得ない状態ではないかと思えます。その解決策をいたしましては、広域市町村圏等の積極的な活動によりまして、その其弊病院から派遣される医師というふうな形で解決していくのも一つの方向ではなからうかと考えております。非常に徹底的な、焦眉の急に間に合わない姿でございまして、自治体大も満足いたしましたし、この自治体大の構想の中には、システムの各地に中間のセンターをつくり、最後は自治体病院の中に中央センターをつくり、末端の、現地の医療機関に医師がおりながら、最高の施設のもとに診断を行なうことができるというシステムも考慮していただいておりますというふうな姿でございまして、根本的には、医師の数の拡充ということが一番の問題でございまして、さしあたるの解決策をいたしましては、そういう方角で、広域的な解決によりまして解消していただくことが非常に重要な課題ではないかと思っております。厚生省方面に対しまして、そういう方角で指導していただきますように、寄り寄りお願いをいたしておるような状態でございます。もちろん、自治体の病院そのものの経営の合理化ということも考えなければならぬと思っておりますけれども、そういう面につきまして十分の配慮をして

○渡海国務大臣 ほかの病院がもうかっているのに、公営企業の自治体病院だけが赤字であるという中には、他の病院経営におきましては、ベッド

いただかなければならないというようにも考えております。

○和田(一)委員 時間がありませんので、あと一問だけ伺います。

いま、自治体のお話が出ましたけれども、自治体大は資金がなくなつてしまつて、三十億ばかり地元の県に支払いをゆだねたという事はほんとうですか。

○渡海国務大臣 資金がなくなつたので、その分をやむなく自治体へ持つていったと、新聞の報道等では、そういうふうなニュアンスで出ておりましたが、実際は、これは区分して考えていただきたいと思つてございます。

なつておりますところの金額で、当初、どこにくりましますかきめておきませぬ、また、基幹的な金額でございますので、一つの医科大学をつくりますのに大体百五十億と、それを最高とみなして、百六十億くらいでございまして、その姿で計画しておいたことは事実でございます。その後、具体的には、土地も栃木県というものにきましまして、教授陣も、中尾学長以下、日本でも相当優秀な教授陣で、また、これを募るところの助教が真剣に取り組んでいただけるような、ほんとうによき人材を得たと思つております。その教授陣等の御意見によりまして、いま申しましたように、僻地に勤務する医師でございますから、あらゆる医療について、臨床的に、あくまでも高度な医療を体得させる必要があるし、それと同時に、僻地に勤務するということが、人間の教育と申しますか、医は仁術なりといったような倫理的教育もこの期間においていかなければならぬということから、全寮制というふうな特異なシステムをとる。また、何らの施設もない僻地に勤務しても、自治体大に機関をつくり、中間的なセンターを通じ、最後は、電子計算機によりまして、地方におりましたも、高度な病院に入つたと同じような診療を若い医師たちがすることができるといふような研究もあわせて行なつていただくという関係から、費用がかさんでまいりました。二百億近くになったことは事実でございます。たとえば、土地にいたしましては、基準の坪数として十坪を予定しておつたのを、現地へ参りまして十四万坪にいたしました。私、知事から聞いたのでございまして、渡海さん、十坪であったけれども、十四万坪買つてもらった、そのためにこれのような環境なんですというふうなことを聞かされました。そのような関係で申したのでございまして、計画のずさんとかなんとかという意味でなくして、善意の意味で伸びたいというふうな御理解賜わりたいと思つております。

なお、その負担金は、当初、まだどこにきまるかということもわからない当時に、世話人会にお

かというところもわからない当時に、世話人会にお

きまして、平等割りにする、ただし、建設の地元においては、看護婦の養成において、あるいは医療機関において、それだけ地元が便宜を受けるのだから、応分の地元負担というものは持つていただくという原則だけがきまつておったというの事実でございまして、その申し合わせによりましてお願いをした額が三十億であったという事実でございまして、私も、あの新聞の出た当時に、入學式に参りまして、知事と二人だけで、宇都宮からの自動車の往復時間、約一時間半くらい話しましたが、そのときに、御迷惑をかけておりますがと言うと、いや、土地代までいただいておるのでございまして、地元として応分の負担をしなければならぬということは私もよく心得ております、ただし、貧乏県でございまして、そのときにはよろしく財政的な援助をお願いしたいというふうなお話でございました。私も、金額は知事会において円満におきめ願いたい、よろしく願いますと、そういう話をした程度でございまして、その会話の状態からながめていただきまして、新聞に書いてあったような押しつけであつたり、なんであつたりしたというわけではなくて、いま、知事会の中で、原則に従つてお願いをしておるといふ姿でございまして、ただ、地方議会あたりいろいろの意見がありますので、理事者の提案に対しての意見があつたような新聞の記事の姿になつてあらわれたのじゃなからうかと思ひますが、知事のそのような言に期待いたしましたして、円満に解決するように私たちが期待をいたしておるといふのが現状でございまして、いい機会でございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○和田(一)委員 時間がありませんから、終わりますが、確かに、三十億の点は、自治大臣の言いはわかりました。それはいろいろあると思ひます。自治医大の学生たちの問題ですが、やはりいろいろの問題はあるようですが、これはまた別の機会にいろいろ御報告を申し上げ、また改善してもらわなければならぬ問題があると思ひます。すぐ近くに宇都宮大学があります。宇都宮大

学の先生方の意見もやはり無理じゃないかということがあつたのですが、具体的にまた時間のあるときに申し上げることにいたします。それで、私の地元でございまして、さらにまたひとつ改善してもらいたいというふうな申し上げておきます。時間がございせんので、以上で終わります。

○大野委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後二時二十五分休憩

午後四時十九分開議
○大野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
内閣提出にかかる公有地の拡大の推進に関する法律案を議題といたします。

○大野委員長 これより討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出にかかる公有地の拡大の推進に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大野委員長 ただいま議決いたしました法律案に対して、塩川正十郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び門司亮君から、四派共同をもつて附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしました、内閣提出にかかる公有地の拡大の推進に関する法律案に対し、附帯決議を付したいと思ひます。

○大野委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

公有地の拡大の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、左の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一、地価対策をふくめ、総合的な土地対策を早急に講ずること。
二、地方公共団体が公有地を確保するために必要な原資の確保に努めるとともに、財政的援助を考慮すること。

三、土地開発公社は、地域の秩序ある整備を促進する趣旨に適合するよう適正な運用を行なうものとし、国その他の団体の委託により土地取得のあつせん等の業務を行なうことは最少限に止めること。

右決議する。

以上でございまして。
何とぞ皆さま方の御賛同をお願い申し上げます。

○大野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○大野委員長 起立総員。よつて、塩川正十郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海自治大臣。

○渡海国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重いたし、善処してまいりたいと思ひます。

○大野委員長 おはかりいたします。ただいま議決いたしました法律案に対する委員報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大野委員長 次に、内閣提出にかかる公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。門司亮君。

○門司委員 大臣の御都合もあるようですから、できるだけ簡単に行ないますのと、それから、公庫に關します原資の問題等については、同僚の山口委員からすでにかなり詳細に聞かれておりますので、そういう点はなるべく省きたいと思ひます。

したがつて、率直にこの法案の内容に入りたいと私は考えておりますが、この道路公社というのが公営企業として一体認められるかどうかという基本的な考え方ですが、それはどういふことになりましか。私がどういふことを聞きましかは、公営企業というものがだんだん広くなつてきています。そして、準公営企業というふうなものの中にいろいろなものが入つてくる。そうすると、金融公庫の關係から見ますと、確かに幅だけが広がつて、先ほど午前中の質問にもありましたように、出資金というものが非常に少ない金融公庫ではなかなかまかかない切れないのじゃないか。ただ、こうすることによつて、自治省としてはわりあいに安易に資金繰りができるといふようなものか。今度これをどうするつもりか知らぬが、準という字をまたつけるわけにはいかぬでしょう。ただ公営企業ということにするといふことになりましか、私どもには、解釈がどう考へてもわからない。一体、道路公社というのは公営企業なんでしょうか。これはそういう解釈がどこから成り立ちましか。

○森岡政府委員 有料道路事業の性格につきましか。

ては、現行法の具体的な規定で申しますと、公営企業金融公庫法施行令第一条で公営企業の範囲を定めておりますが、その中で、第十一号によって、有料道路事業というものが公営企業の範囲の中に入るといふ定めをいたしております。料金を徴収いたしまして建設費を償却していく、また、費用をまかなっていくという意味合いにおいて、これはやはり公営企業というものに理解していいものであらうと考えております。

○門司委員 私がいふことを聞いておられますのは、道路の公社というものは、有料道路についてはほとんど価値がないのです。それはなぜかと言うと、非常に狭い範囲を歩いているのです。たとえば、県とか、五十万以上の市とか、こういう短い区間を走る道路というのは、有料道路ということでは実際に成り立たないのです。現に神奈川県にありますが、これはもうどうしようもないでしょう。道路というのは、ある一定の地域から一定の区間を走るものでなければ、道路としての構想にならないのです。県単位であるとか、市単位のような、短い区間を有料道路にしたからといって、それはなかなか採算が成り立つものではないと私は考えている。この辺は、公営企業としての考え方をもう少し変える必要がありはしないか。

御承知のように、水だとか電車だとかいうものの公共性というふうなものについては、負担区分の割合からいくと、わりあい普遍的に考えられない。いわゆるほんとうの受益者負担にならざるを得ないという形をとって行くことを私は考える。したがって、料金もばか高くするわけにはいかない。だから、道路公社を府県単位にした、あるいは政令で定める五十万以上の市とか法律には書いてありますけれども、こういうことでは、この事業自身が成り立たないのではないかと、このことを考えるのだが、そういう点はどうなんですか。十分採算が合うということですか。現に神奈川県が持っております。湯河原に一つあるのですが、だれも人など通りはしない。お金を払って

通るよりも旧道を通ったほうが早い。そしてお金を払わなくても済む。
○森岡政府委員 御指摘のように、有料道路にもいろいろございませぬ。したがって、きわめて短い区間のバイパス的な有料道路もございませぬが、いま御指摘の湯河原のはそれに該当するものであらうかと思ひますけれども、そういう道路になりませぬと、それだけで採算をとるということについてはなかなかむずかしいものもあらうかと思ひます。ただ、有料道路事業は、地方公共団体が実施いたします場合、あるいは地方道路公社で実施いたします場合、いずれにいたしましても、複数の有料道路を建設していらっしゃるというのが突如とございませぬ。ございませぬので、一本だけをとってみるとやや問題が出る場合もございませぬけれども、全体として有料道路事業というものを考えます場合には、やはり、基本的な性格は公営企業という考え方で把握していいのではないであらうかと思ひます。

○門司委員 私が聞いておりますのはいまのような話であります。問題は、すべてが広域化してきています。ことに、日本の道路の最大の欠陥は、いままで、小さいところは市町村別にちゃんと道路ができておいて、隣の町との間の橋の幅が狭かったり、あるいは、ここの町は八メートルの道路だが、向こうに行けば六メートルになっていたりとか、こういうふうに非常に大きな欠陥を持っているのです。ことに、県道、市町村道に至ってははなはだしい。そういうときに、全体の運搬を持たない道路計画というものはあまり感心したものでない。だから、一方においては、そういうことで非常に短区間を走ることにならざるを得ないのであって、むしろ、こういうものは、一つの特長のものとしての取り扱いをする必要がありはしないかということであって、公社というふうなことでなくて、いままである連絡協議会のようなものとか、あるいはその他の方法でできはしないかということが考えられる。どう考えても、いまの御答弁で、さようでございませぬかというわけにはいかぬのです。道路の利用価値というものと、それから現状の日本の状態というものから考へると、ことに、法律では、人口五十万以上で政令の定める市ということをおっしゃりますが、たとえば極端な例を言うと、人口三十万人の市が三つあって、全部で九十万人であつても、ここにこういう公社はできない。しかし、道路としては、こういう三つがつかないならばほんとうの経済効果というものは発揮しないということになる。経済効果と行政との関連からすると、いまこういう法律を見ただけでは、これほどにもならないんじゃないか。むしろ、こういうことは、県道なら県道で、たとえば東京都と神奈川県と、さらには静岡をつなぐ県道というふうなものも考えられるべきではないか。どう考えても、あまりにも思ひつきの案であつて、道路の経済的効果をあらわすものではないか。そういう点を考えざるを得ないのです。そういう点はどうなんですか。これを五十万で切つたのはどういふわけなんですか。

○森岡政府委員 地方道路公社法を制定いたしました際に、地方道路公社を設立し得る地方公共団体をどの範囲にするかという問題は問題になつたところをございませぬが、いま御指摘のように、道路の性格から申しまして、ぶつとぶつと小さい道を切つてつくるということでは、確かに効率の上で問題がございませぬ。そういうことで、都道府県は設立団体に無条件になつては、人口五十万以上の市で、政令で指定するということ、大阪府、名古屋府、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、川崎市、札幌市、福岡市、広島市、堺市、尼崎市及び仙台市。これだけの市が政令で定められておるわけをございませぬ。道路の効率的な施設整備をはかるという趣旨も含めて、このように人口五十万で切つたということになつておるのかと思ひます。

なお、つけ加えて申しますと、これらの市で、単独で道路公社を設置しておる例は、いまのところございませぬ。包括いたします都道府県と共同してやっております。なお、最近、神戸市におきま

して、政令で設立するというのが出ておりますが、ほかは共同で設立をいたしております。
○門司委員 大体そういうことにならうかと思つておるのです。だから、この法律の書き方が、府県と政令で定める五十万以上の市ということになつておるが、こういうものはとつてのけたらどうですか。そして、道路の経済的効果をあらわすには、やはり連帯性を保つべきである。市が人口五十万あるからとつたところで、仙台なんという市も小さい市でありますし、市だけでやるうといつたつて、市だけでやるといふことにならう。隣の町へどうして行くかということになる。いま、広域行政が要求され、それから実際にどうなつていくときに、こういう構想では、何度も言うようだけれども、道路の経済的効果というものは発揮できない。道路の経済的効果を発揮しようとするば、少なくとも、政令の市というふうなこまかいことは省くべきだ。あるいは県という字も要らないかも知れない。地方道については、こういう連帯性を持ったものについては、こういう形がとり得るということのほうは私は効果的だと思つて。それは、お金を払って行くところ、短いところはだれも通りはしませぬし、片方、こまでは有料であつて、これから先は有料でないのだというふうなことでは、これはどうにもならない。そういうふうなことを考えると、この法律の発想はあまりにも近視眼的な発想であつて、時代にそぐわないものではないかという考え方を私は強く持つておるわけです。いまのような答弁だけでは、さつき申し上げましたように、小さな市がそれでは県とやればいいじゃないかということになる。しかし、片方は市道であり、片方は県道である。いわゆる政令の市に対する道路の維持管理、あるいは道路の開設等については、ある程度大市はやれませんが、しかし、それとて、連帯感ということから考えれば、県道というものは入れないわけにはまいらぬのであります。そういうふうくそうした今日のような広域行政化しているときに、この法律の立て

方というものは、どう考えておかし。その点
は、いままでの答弁では私は納得がいけない。か
えって混乱を来たすだけであって、地方の自治体
にそれだけ借金をしよわせるようなことだけにど
うしてもならざるを得ないと思ふ。

それからもう一つの問題は、経済効果というも
のと産業というものと関係。もう一つは、生活
権の拡大の關係から言えば、一つの市と一つの市
との中間にある自治体というものがやはりこの中
に含まれない。それは県等でやればよいというこ
とは言えるかもしれない。県が総括した地方の自
治団体だから、県等でそういうものをやって、県
道にしてしまえば別に問題はないのだということ
になるかもしれない。そうだとすれば、ここで
は、特定の市というものはやめて、県と市
との間の話し合ひで、連合体でこしらえるとい
うことを明確に書いておいたほうが効果的だと私は
思う。この辺が、私は、どう考えても、いまの答
弁だけで、さようでございますかと言つてわけには
なかなかまいらぬのですが、この点について、大
臣から、現在の地方の行政のあり方というものと
道路行政のあり方というものについてのお考え方
があるなら、この際聞かしておいていただきたい
と思ふ。

○渡海國務大臣 大体、道路は、原則として、国
または地方公共団体が行なうべきものであり、有
料でなく利用されるのが道路本来の目的でなかろ
うかと考へます。ところが、限られた財政の中で
これを行なひますことが困難なために、有料道路
というふうな制度が生まれてきたのでなかろうか
と思ふ。国を通じての一貫しての大きな
国道的な役割りを果たしますものは、そのために
道路公社がこれを担当してやっておりますが、一
地方に限るものについては、この制度を取り入れ
て、地方道路公社というものが生まれてきたので
なかろうかと思ふ。これも、経過的には、一
般財政では、現在の自動車交通等の急激なる増加
というものにどうしても応じ切れぬといふところ
から、民間資金等を入れまして、有料でもつ

くろうといふので、地方自治体が、公社という制
度でなくして、有料でつくられたといふものが多
分に出てまいりまして、このような姿をより効率
的にするために、地方道路公社という姿で行なわ
れたのが経過的な問題でないかと思ふ。

その際に、いま申されましたところの、五十万
以上の都市まではこれができるのだという規定が
入れられたのであらうと思ふますが、道路の性格
から申しまして、いま門司委員御指摘のような問
題があることは当然でございます。したがいまし
て、現実的にも、この法律ができてから地方
公社ができておりますのは、現在で二十前後だ
と、私、記憶しておりますし、特に、都市として
つくっておられるのは神戸市の場合のみじゃない
かと思ふ。神戸市は、御承知のとおり、裏に
六甲山をかまえて、六甲山を越えての市域が
広がっております関係上、採算性も合いますし、
また、そういった相当高度の道路の技術を要する
ような路線をつくるという現実的な必要から生ま
れたものでなかろうか、他の都市においてこれが
実施に移されないのは、門司委員の指摘をされた
ような問題があるために実施に移っていないの
じゃなかろうか、したが、いま門司委員御指
摘のような点は大体カバーするものであり、しか
も、県が行なうのが実態でなかろうか、このよう
に考へておる次第でございます。その点におきま
して、法律の規定と現実とがそぐわないといふ御
指摘もあらうかと思ふますが、運用の面におきま
しては、建設省等にも連絡いたしました。いま御
指摘になったような欠陥が起こらないように、実
際におきまして、地方道路公社が行ないます資金
区分には、無利子の貸し付けでございますか、確
かに、一五％という金も基礎の中に入つて、建設
省がこれを指導監督をしておられるという立場も
ございまして、実際、運営の面におきまして、
地方自治体に過重なる負担が及ばないように善処
していただくように、こちらからも建設省方面と
十分連絡、協議してまいりたい。かように考へ
ます。

○門司委員 いまのお話だけではどうも納得しか
ねるのでありますが、ほんとうは、道路計画とい
うものはこういう小刻みなものであつてはなら
ない。あくまでも高度な経済効果といふものをね
らうべきで、社会の情勢はそうなりつつあるとい
うことは間違いないことである。したが、
これ以上このことについて押し問答しても始まら
ぬと思つてすけれども、実際の私どもの観点か
ら言えば、こういうことを法律で道路が解決さ
れるとはどう考へても考へられない。むしろ、い
ま言いましたように、市町村と県とが一つの連合
体を組織して、県全体の産業構造といふものが必
要であつて、一つの都市だけの経済効果などとい
うものだけで道路が成り立つはずはないのであり
ます。しかし、その点は、あまりやかましいこと
を聞かぬでおまじよう。

それからあとの問題としては、したが、道
路をこしらえて、そうして公営企業としてこれを
やつていくといふ場合の資金に対する——むろん
こうしないわけにはまいらぬでしょうが、それら
についての許可、認可といふようなことは、どこ
かで考へられているのですか。料金などの定め方
というのは、料金は要らないといふ形をとつてい
るのですか。これはどつちなんですか。

○森岡政府委員 御質問の意味をあるいはとり違
えてもかもしませんが、有料道路の料金につ
きましては、道路整備特別措置法によりまして、
その建設費を償却し、元利費をまかなうといふこ
とで算定いたしましたものを建設省に持つてまい
りまして、建設大臣の認可を経るという仕組みに
なつておるわけでございます。

○門司委員 おそらく、それはそういうことに手
続上ならざるを得ないと思つておられるが、そうす
ると、黒字が出た場合はどうなるのですか。将来
無料にするといふようなことがなし得ると思つた
が、その辺の規定はどうなつておるのですか。収支
を償えば、どこまでも料金を取つて黒字を出さな
ければならぬといふことは何もないと思つておるの

ですが、その辺はどうなつておるのですか。

○森岡政府委員 原則といたしまして、三十年間
で建設費を償却いたしました。その後は、無料の
道路、すなわち公共用道路に開放する。こういう
たてまえて料金計算が行なわれております。

○門司委員 いまの國道といふものは、有料道路
が大体そういうことでできているんだが、一つの
区間だけできたときに考へると、もうとくに償
却しているはずだと思つたに、また道路を長く延
ばして、公団の範囲にこれを組み入れてしまつ
て、結局、また、いつまでもお金を取つていま
いるのが実際は現状だと私は思つておる。だか
ら、地方の自治体がやるこれらの仕事、しかも、
この道路の問題が公営企業という範疇に入るかど
うかといふことについては、冒頭から申し上げま
したように、どう考へても、これは公営企業とし
ての取り扱ひをすべきものではないかと思ふ。

あるいは計画その他といふものから、これは議會
の議決を経なければならぬことは当然であるとい
ふことになつておる。しかも、ここに出資す
るのは地方自治体でなければならぬといふこと
に法律はでき上がつておるわけだ。そういうこと
ですと、いまの公営企業金融公庫からこれを出し
ていくといふことについては、これは先ほどの山
口委員の質問に関連を持つてくるわけでありま
す。あまりにも原資が少な過ぎるというくらいが
どうしても出てくる。いま、地方の自治体で、か
なり大きな道路計画を持つておつて、それに対応
する資金を十分に持つておつておるはあまりない
のじゃないかといふことが私は考へられる。し
たが、公営企業金融公庫法の中にこれを組み
入れるといふよりも、むしろこれは別建てで、道
路公団といふものがほかにあるわけでありま
すから、こういうものとの関連性を持たせたほうがよ
ろしいんじゃないかといふように私は感ずるので
して、どうしてもこれが地方の公営企業でなけれ
ばならぬといふ解釈もなかなか立ちにくい。冒
頭に言つたように、公営企業といふもののできた

ときの性格というものは一体何であるかというところであります。当該自治体に直接普遍的に供給されなければならぬ水であるとか、あるいは交通の問題であるとか、ガスであるとか、電気であるとかいうような、普遍的に国民生活に密着した問題等については、ある意味においては公営のほうによるという議論も成り立つと思うのであります。また、世界の都市の中には、かなり大きな都市でも、公営企業を一つも持っていないところがある。みんな民間にまかしておいたほうがいいんだ、そして、ある程度制約をしておけば、そのほうが安全だというので、たとえばアメリカのデトロイトなんという大きな市は、いまでも公営企業を持っていないでしょう。ほとんど全部あれば民間のような形でやっているでしょう。これはもの考え方ですからね。そこで、この有料道路というのは、一体公営企業にいくつのかどうか。料金を取るんだから公営でやるんだという話なら、火葬場もみんなそうですね。その辺から考えると、ただ、公共の料金を取る、だからこれを公営企業とみなすというとはいささかどうかと私は思うのです。公営企業の定義というものは一体どういうことになっているのか。ここまでくると、私もいまままで考えておいた公営企業の定義から少しはみ出したような感じを持つのですが、その辺は、大臣はどうお考えになりますか。

○渡海国務大臣 確かに、道路は、有料であるから公営企業であるかどうかと申しますと、公営企業という範疇の中からは——本来、道路というものは、国や地方公共団体が当然行なわなければならない事業でございますから、有料道路そのものは、道路というものの性格から申しまして、何と申しますか、特殊的な立場として、現在の自動車の過剰というようなことから、やむなく、民間資金の活用等を含めて起きてきた問題でなからうかと、かように考える次第でございます。

今回、この公営企業金融公庫の対象ワックに入れるにつきましても、土地開発公社がはたして公営企業と言えるかどうかという問題の性格論からの議論もあつた次第でございますが、地方自治体が直接行ないます有料道路では、敏速なる活動もなかなかできませんし、民間資金の利用も困難であるところから、地方道路公社というような形におきまして道路の積極的推進をはかった次第でございますが、同時に、そうなることによつて、いまままで利用することができたような地方債を利用することが困難になるという問題が起きてまいりました。公営企業金融公庫を拡張して、こういった土地開発公社とか、地方道路公社とかいふものを、その範疇の中に入れていくことを今回提案させていただいたような次第でございます。そういう意味では、公営企業金融公庫そのものが、地方自治体の持つ唯一の民間資金の供給のための金融機関になっておりますけれども、社会資本の充実という意味から言いますと、単に財政的な金融だけでなくして、民間資金の活用ということを積極的に行なわなければならないものではないかと思つております。その意味から、現在持つております金融機関は公営企業金融公庫だけでございますが、この公営企業金融公庫を、そういうふうな意味において、今後の社会資本の充実のためには民間資金の活用を必要とするのだ、そのためには、力の弱い自治体に対しては、中央におけるところのそういった民間資金を一元的に吸収することによつて、安定した低利のものをも地方自治体に与えていくという意味から、拡張解釈と申しますか、そういう意味で、できるだけ現在の需要に応じるような姿で伸ばしていきたい。その一つの突破口と言つたら語弊があると思いますが、いま門司委員御指摘のような矛盾と申しますか、疑問点もあろうと思つて、そういうふうに広義に解釈をするという意味で、今回、土地開発公社にも公営企業金融公庫の資金を導入する、あるいは道路公社にもこれを当てはめるということに持つていったような次第でございます。

○門司委員 これは大蔵省関係にちょっと聞いておきたいと思つていますが、いま、大蔵省のほうでは、この道路というものについて、経済との結びつきを一体どう考えているかということですが、われわれが従来考へておいた公営企業というのは、一つの町村あるいは自治体単位の事業というものは、限られた範囲における一つの事業——あるいは交通にしても、水道にしても、みんなそうなんですが、道路というのは、どこまでもずっとどこまでも広げなければ効果がないのです。一つの県だけがどんなに道路がきれいにできたからといって、経済効果があがるものじゃない。一つの市だけでどんなにきれいなものをこしらへたつて、経済効果があがるものじゃない。連帯性を持つている。そういうものだと思つれば、これは当然国がめんどうを見るべきものである。したがつても、その建設その他を地方自治体が勘案してやることも必要でしょう。国が全体の市町村道まで見るわけにいかぬと思つて、そういう関係からすれば、資金の問題だけを国がめんどうを見るわけには、それで地方の自治体はやっていけるのじゃないか。こういう公社というものをこしらへて、一体どちらが、でさう上がった時点で経済効果があるかということですね。これは市の事業としてやつて、道路ができてしまえば、あとの維持管理は、市の土木局か県の土木局かで間に合はずである。ところが、公社というものをこしらへてごらんさい。そこにはたくさんのお金をとる役人ができるということになる。これは、役人をふやすにはきつだんだんできていく。しかし、これは、資金さえあれば地方の自治体でやり得る仕事です。ところが、その資金を大蔵省はなかなか出さうとしない。いわゆる道路については、なかなか出さうとしない。そういうところの問題があるのじゃないですか。そして、大蔵省に金がないかといえれば、そうじゃないのでしょ。資金運用部の資金はかなりたくさん持っているでせう。これがどいうところに使われているかということまで、

きょうここで議論をしようとは私は考へておらない。たびたびここで議論しておるので、繰り返して議論をしようとは考へておらないが、国民の零細な積み立てたお金が税収以外にたくさんあるでせう。五兆も七兆もあるでせう。そういうものが、地方の自治体に、安い利息で、長い期間で払つてもよろしいという形でどうしてできないかということ。そして、地方の自治体は自治体なりにそういうものを計画していくということ。そうすれば、いまままで特別地方公共団体として規定されておるいわゆる連合その他の組織を利用すれば、むだなく——むだだと言つと諸君はおこるかもしれないけれども、何も必要以上の経費をかけなくても、人を使わなくても、地方の自治体では道路の維持管理なんというものはやれるはずである。だから、問題は資金の問題に触れてくると思うのだが、大蔵省はどうしてもそういう資金は出せない——こういう形なら幾らか原資を出してもいいが、必要な道路をつけることのための都道府県や市町村の資金に対して、どうもお金を貸すわけにはいかない、こういう考へ方ですか。

○長岡政府委員 門司委員の御質問に、私がすべてをカバーするようなお答えを申し上げる自信はございませんが、一般的に申しまして、いまの公共事業の中で道路整備事業の占める割合というものは、きわめて規模の大きなものでございまして、災害を除く一般公共事業二兆のうち、八千五百億は道路整備事業に振り向けられております。そして、そのうちの相当部分が地方公共団体に参りまして、地方道の整備等に回つておるわけでございます。

門司委員の御指摘のように、当然、一定の延長があつて、初めて道路の経済効果というものが発揮されることにならうかと存じます。したがつて、有料道路の場合にも、相当程度の延長を必要とするという考へ方が原則であらうかと思つて、ただ、最近の有料道路事業の実態を見ますと、たとえば、都会のいままでの道路整備事業と

が、公庫のほうはだれか見えていますか。

私が公庫に聞きたいと思えますのは、公庫として、この公営企業が発足すれば、どのくらいの資金でどのくらいの道路ができるというふうな目安がつかますか。道路の計画その他については自治省から答弁してもよろしいと思えますけれども、公庫の関係のほうは私にはよろしいのではないかと申うので、この法律が通って、そうして少しばかり資金がふえて、一体どれだけ事業計画が立つかということですか。

○森岡政府委員 地方道路公社が予定しております。事業計画は、先ほどお話し申し上げましたように、道路公社の設立がだんだん進んでおります段階でございますので、確定的にはなかなか最終のまとまりはつかないのですが、現段階で一応見通し得ます事業量は、四十七年度で約三百五十億円程度ではないかと見られております。その中で、名古屋及び神戸の都市高速道路を除いた地方道路公社の有料道路が約二百億円あるというふうに見込んでおります。五十億円の公庫融資は、都市高速道路よりも地方道路公社の一般有料道路のほうに振り向けていきたいと考えておりますので、大体二五％ぐらいの金額に相なる。こういうことでございます。

○門司委員 いまの答弁で、これ以上もうきょうは聞きませんが、もし、できたら、ひとつ計画のプランを見せてくれませんか。こういう形でやっさいこうとすれば、資金の計画があるかと思いたすので。金融公庫は、いま、これだけでなくて、水道の計画、あるいは都市交通をどうするかというふうな非常に大きな問題をかかえておる。水道だけでもかなり大きな問題をかかえておると私は思う。そういうことを考えると、金融公庫で、この事業計画に対応して一体どこまでお金が出せるのか。そして、それがどこまで完成されるのか。この問題は、表があつたら、ひとつ表を出してもいい。そうしないと、私ども、ただばく然として、こういうものをこしらえればよからうというわけにはなかなかまいりません。同時に、この

ことは、さっき言いましたようないろいろな問題を含んでおりますので、いつ法案が上がるかかわかりませんが、この法案の上がるまででけっこうだと思えますが、一応の資金計画と事業計画、事業量との見積もりをひとつ出してもらいたい。私は、それがあつたらと思つておりましたし、なければこんなものは出てこないわけですか。

○森岡政府委員 いま申しましたように、現在計画中のもので、最終的にかたまつた数字ということに実はならない部分がございます。それと、先ほど大臣が申し上げましたように、道路特別会計から一五％の無利子融資をする、その道路につきましての融資を考へておるわけでございますので、その無利子融資の対象になるものの範囲が、これがまた未確定でございます。そういう要素がございますので、なお数字がかなり動くという前提でひとつ御報告申し上げます。かように思っています。

○門司委員 私がそういうことを聞いていますのは、さっき申し上げましたように、いま、公営企業の赤字と、それから将来の拡張に要する費用というのとは非常にたくさんあります。二億ばかりの原資を出して、これでまかなうなんということはできやしません。それから、この中に書いてありますような、いまのお話のように、かりに一五％のもの無利子で貸すと云つてみたところで、別に、一五％の金利がどれだけになるかわかりませんが、どうせたいした金利にならないと思いたす。いま、地方公営企業というのは赤字で実際は弱っているのです。赤字というよりも、むしろ拡張しなければならぬ。水源はだんだん遠くなりますし、一つの町村、一つの市で水源を確保するなるといふことは非常に困難になつておるわけだ。非常に大きな問題になつておる。したがって、公営企業の金融公庫の仕事というのは、従来持つておつた水道関係あるいは交通関係というふうなものについて一体どうするかということ、かなり深刻にお互いが相談しなければならぬ時期に来ておると私は思う。その時期に、同じよう

な形の中で、またこんなようなものを——こんなものと云うと諸君はおこるかもしれないが、結局、公団をこしらえて、ここに出すのでは、資金が非常に散漫になつてきやしないか。そして、さっきから言つておるような悪口を言え、何かしら役人の増員だけが目立つてきて、結局、すべてをしわ寄せは地方の公共団体が背負わなければならぬ。大蔵省は、そういうものについては一向にわれ聞せずである。先ほど山口委員から、各公社に対する資金の割合の数字をあげておりましたから、いまさらここで私が申し上げる必要もないのですが、地方の公営企業金融公庫というのは、さわめてわずかな資金ですね。こういうことで、地方の自治体が満足に事業の経営が一体できるかどうかということに、私は非常に疑いを持つておる。もし、この事業が満足にいかなければ、結局、仕事というものはみな中途はんばになつて、そして、経済効果のきわめて薄い、利用効果のきわめて薄いものにならざるを得ない。そういう危惧を持つておりますので、きょうは大体お約束の時間ですからこれ以上聞きませんけれども、もう少しはつきりした答弁を聞かしてもらわぬと、この問題を、直ちに、さやうでございますかという返事はできかねるのであります。資料は、ひとつできるだけ早く出していただきたいと思いたす。委員長から資料を請求しておいてください。

○大野委員長 自治省に申し上げますが、資料をひとつ急いで提出してください。

○森岡政府委員 承知いたしました。

○大野委員長 次回は、明十二日金曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時十三分散会